

第 5 期檜原村地域福祉計画
第 2 期檜原村自殺総合対策計画
(令和 7 年度～令和11年度)

令和 7 年 3 月

檜 原 村

目 次

第 1 部 第 5 期檜原村地域福祉計画	1
第 1 章 計画の策定にあたって	2
1 計画の背景	2
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
第 2 章 檜原村の福祉を取り巻く状況	9
1 統計からみる檜原村の状況	9
2 アンケート調査結果の概要	19
3 檜原村の現状	31
第 3 章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 数値目標	35
3 基本目標	36
4 施策体系	37
第 4 章 施策の推進	38
基本目標 1 とともに支え合う地域づくり	38
基本目標 2 サービスが利用しやすい体制づくり	41
基本目標 3 安心して生活できる村づくり	44
第 5 章 計画の推進	48
1 推進体制	48
2 協働による計画の推進	48
3 進行管理	48

第2部 第2期檜原村自殺総合対策計画 49

第1章 計画の策定にあたって 50

- 1 計画の背景 50
- 2 計画の位置付け 51
- 3 計画の期間 52
- 4 計画の策定体制 52

第2章 檜原村の自殺をめぐる状況 53

- 1 統計からみる檜原村の状況 53
- 2 檜原村健康推進員へのヒアリングの概要 55
- 3 アンケート調査結果の概要 56
- 4 檜原村の現状 61

第3章 計画の基本的な考え方 64

- 1 基本理念 64
- 2 数値目標 64
- 3 基本的視点 65
- 4 施策体系 66

第4章 施策の推進 67

- 1 基本施策 67
- 2 重点施策 73

第5章 計画の推進 75

- 1 推進体制 75
- 2 進行管理 75

資料編 76

- 1 檜原村地域福祉計画策定委員会設置条例 76
- 2 檜原村地域福祉計画 策定委員会委員名簿 78
- 3 策定経過 79

第 1 部

第 5 期檜原村地域福祉計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中で、個々の価値観やライフスタイルの多様化により地域のつながりが希薄化するなど、地域の助け合いや支え合いの機能の低下が危惧されています。また、8050 問題¹やダブルケア²、ひきこもり、ヤングケアラー³など制度の狭間と呼ばれる複合的な生活課題が顕在化し、既存の福祉制度やサービスのみでは十分な対応が困難な状態となっています。

こうした背景を踏まえ、国では、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創りあげることのできる「地域共生社会」の実現に向けて、分野横断的な支援体制の構築を進めています。また、令和 5 年には孤独・孤立対策推進法が成立し、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会、相互に支え合い人と人のつながりが生まれる社会に向けて、関係者の連携・協働の促進など孤独・孤立対策の強化が求められています。

東京都では、令和 3 年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定、令和 5 年度に計画の中間見直しが行われ、若者、ひきこもり、ヤングケアラーなど多様な生活課題への支援の拡充が図られています。

檜原村では、「ともに築く、すべての人がいきいきと安心して生活できるむら・檜原村」を基本理念に掲げ、「第 1 期檜原村地域福祉計画」を平成 17 年 3 月に策定しました。また、令和 2 年 3 月には第 4 期計画を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

この度、第 4 期計画の計画期間が令和 6 年度末で終了となるため、国・東京都の動向や本村の状況を踏まえ、地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、「第 5 期檜原村地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹ 8050 問題：80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える状態をなぞらえた、中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。

² ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担う状態。

³ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者。

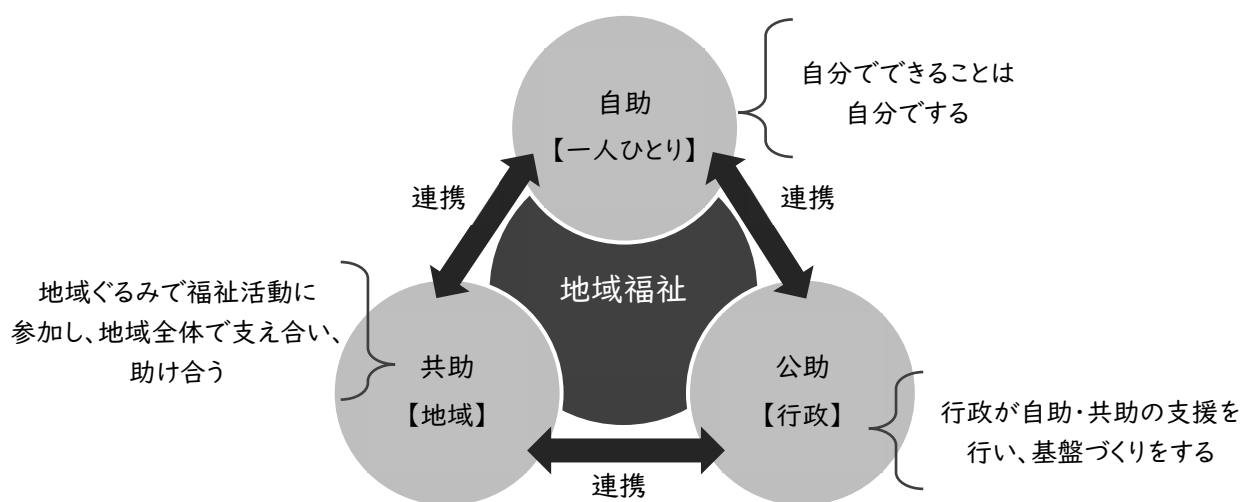
2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

福祉は「幸せ」「豊かな暮らし」という意味であり、地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民・社会福祉関係団体・行政などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、自分でできることは自分でする「自助」の意識や、地域ぐるみで福祉活動に参加し、隣近所や友人・知人と地域で支え合い、助け合う「共助」の考え方を持つことが大切です。

また、地域住民の活動や社会福祉関係団体などによる取組が主体的に推進されるよう、行政には自助・共助の支援を行い、基盤づくりをする「公助」の役割が求められます。



(2) 地域福祉の捉え方

地域とは、固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

本計画での「地域」は、課題を共有し、その課題に共通認識を持ち、具体的な行動に取り組んでいく範囲と捉えます。

(3) 地域福祉の推進にあたって

本計画では、こうした「自助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもと、「地域」における多様な主体が相互に連携しながら、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって取組を推進することが重要です。

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠と役割

本計画は、社会福祉法第 107 条が定める「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

■地域福祉計画策定の根拠

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、本計画は、社会福祉法にある福祉サービスの基本理念の達成を目指し、誰もが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域全体で互いに支え合う地域づくりの指針として策定します。

■地域福祉の推進についての法的根拠

(サービスの基本理念)

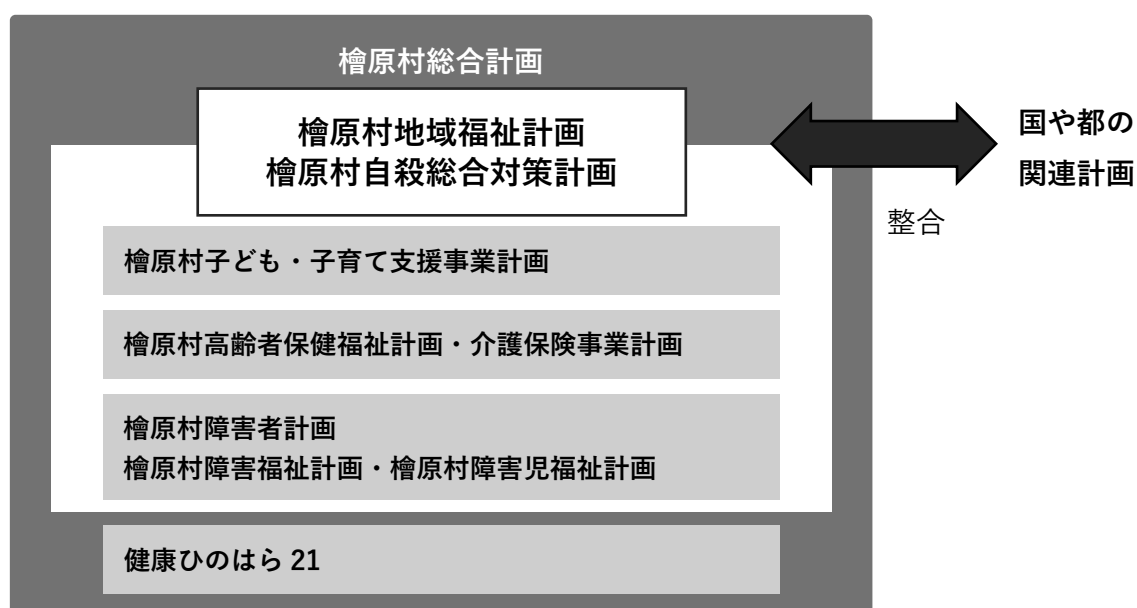
第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第 4 条 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（２）他の計画等との関連

- 本計画は、地域福祉を進めるための方向性や目的を定めるもので、東京都の「東京都地域福祉支援計画」との整合を図ります。
- 本計画は、児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付け、対象者ごとのサービス提供などについては、各々の個別計画で定めるものとします。
- 本計画は、「檜原村総合計画」や各分野の福祉計画など関連する計画と整合を図ります。また、「檜原村自殺総合対策計画」と一体的に進める計画とします。



（３）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場で、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものとなります。

地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

地域福祉活動計画

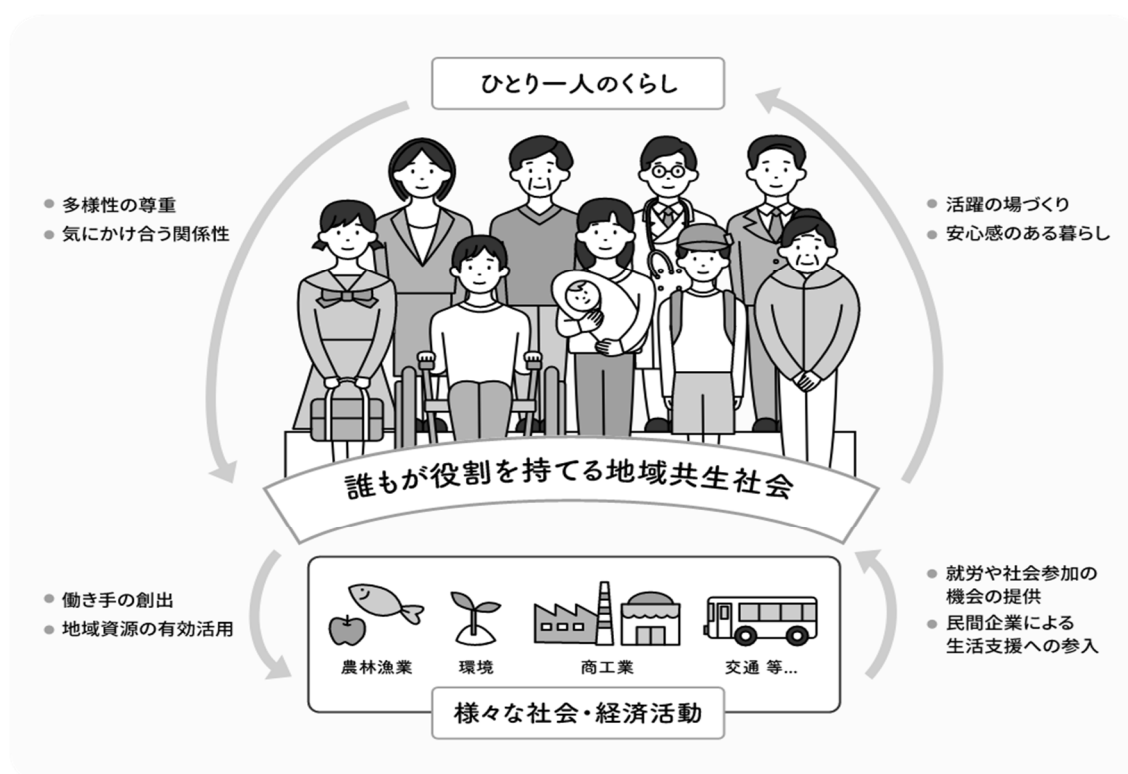
「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本村では檜原村社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を定める計画となります。

（４）地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、様々な地域の人や団体が役割を持ち、協力しながら、すべての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことです。

地域共生社会を目指すためには、地域福祉の推進が重要となります。近所の人にあいさつをしたり、高齢の人に手を貸したりすることも、大切な地域福祉の活動であり、このような活動に一人ひとりが取り組める環境やきっかけをつくるのが、地域のつながりの強化や課題解決力の向上につながります。

本計画は、地域共生社会の実現を目指すための推進計画としても位置付け、国及び東京都の考え方等を踏まえながら、檜原村における地域福祉を推進します。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

（５）檜原村における地域福祉の方向性

令和７年度を初年度とした「第６次檜原村総合計画」では、将来像である「自然に育まれ 活力と幸せあふれる 檜原村」の実現に向けた施策を推進するにあたり、地域福祉の促進について、次のように記載しています。

2. ふれあいとやすらぎの健やかな暮らしづくり

（４）地域福祉の促進

核家族の増加や平均寿命が伸びたことにより、福祉施策も国主導から地域主導へ、施設型から在宅重視へと施策方針が変化しています。近年、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉など地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

地域の実情に応じた福祉施策を地域住民参画のもとに推進し、各種福祉制度を補完していく取り組みが必要になります。そのため、村民に対する啓発やボランティアの確保、組織づくりにより地域福祉活動を充実するとともに、高齢者や障害者の心身の状況に配慮した、きめ細かい対応が重要になります。

地域福祉活動を充実させるためには、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会などとの連携を強化するとともに、村民全体への意識啓発やボランティア参加を促進する必要があります。加えて、地域の活動拠点の整備など幅広い対応が求められます。

既存の制度事業では対応できない多様化する福祉需要に対し、村内一丸となって連携・協力した社会福祉の充実が必要となっています。

しかしながら、村では新規事業を計画、運用するためのノウハウや専門職の人材不足によりそのような需要に応える体制が整っていません。加えて、かつて村内にあったボランティア組織についても高齢化により解散し、地域の活動拠点の整備についても難しい状況になっています。

《施策の体系》

- （１）福祉人材の育成・確保
- （２）社会福祉協議会との連携
- （３）世代を超えた交流機会の充実と支えあいの意識醸成
- （４）生活福祉と社会保障の推進

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

課題や取組の成果等を踏まえ、関連計画と整合を図りながら、必要に応じて見直しを図ります。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
檜原村 地域福祉計画	見直し	第 5 期計画					次期計画 →	
檜原村 自殺総合対策計画	見直し	第 2 期計画					次期計画 →	
檜原村 地域福祉活動計画		見直し	第 5 次計画					次期計画 →

5 計画の策定体制

(1) 檜原村地域福祉計画策定委員会による検討

総合的な地域福祉の推進を目的に設置された「檜原村地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。策定委員会は、福祉関係、医療機関、公的団体代表者、地域で活動している村民の代表及び関係行政機関の代表者などで構成されています。

(2) パブリックコメントの実施

より多くの村民の意見を反映させるため、令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 1 月 24 日までパブリックコメントを実施しました。

第2章 檜原村の福祉を取り巻く状況

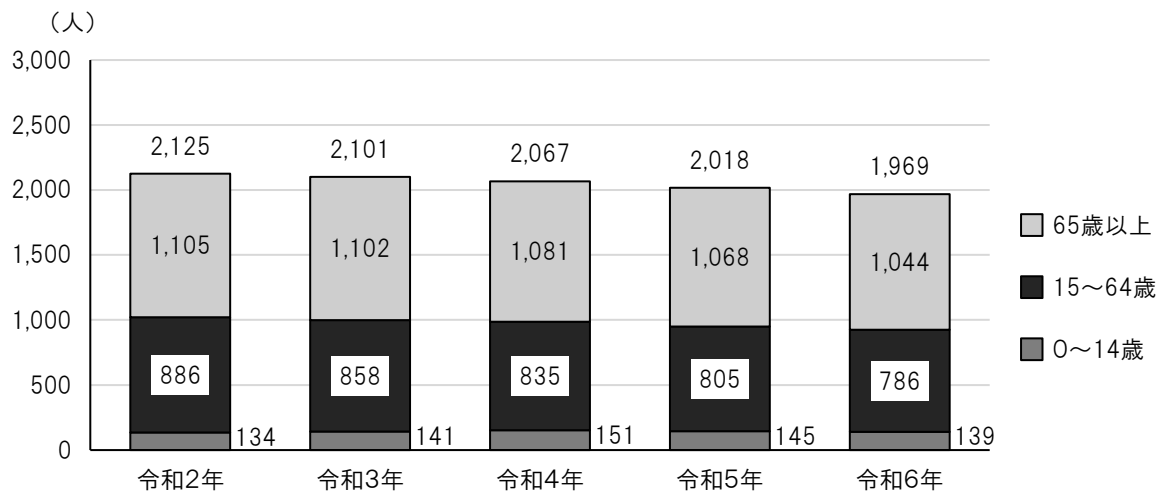
1 統計からみる檜原村の状況

(1) 総人口及び世帯の状況

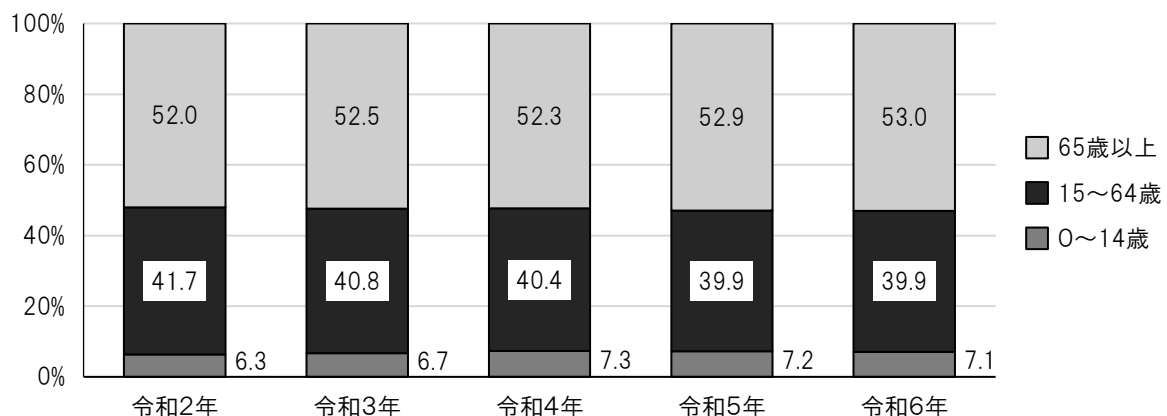
本村の総人口は減少が続いており、令和6年には2,000人を下回り1,969人となっています。年齢3区分別にみると、15～64歳と65歳以上は一貫して減少が続き、0～14歳は令和4年まで増加していましたが、令和5年に減少に転じています。

人口構成比をみると、令和6年で0～14歳は7.1%、15～64歳は39.9%、65歳以上は53.0%となっています。

■総人口の推移（年齢3区分別）



■人口構成比の推移（年齢3区分別）

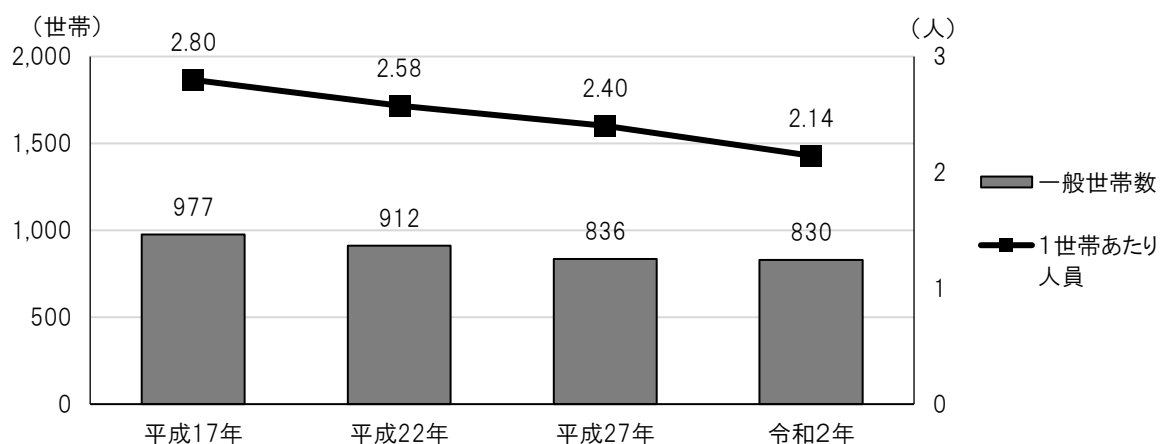


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

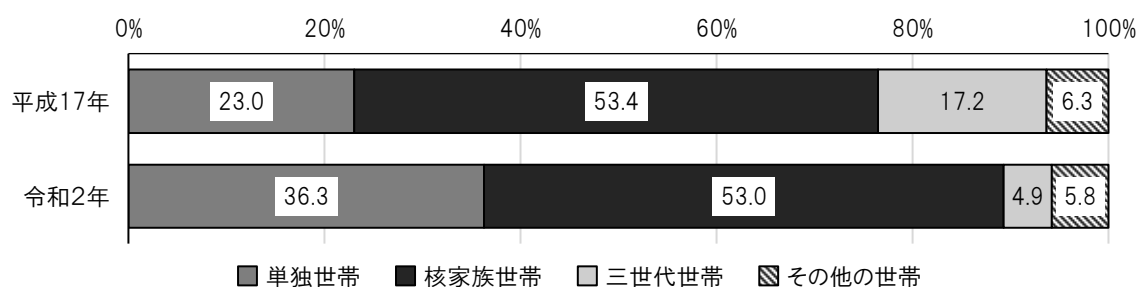
一般世帯数は年々減少しており、令和2年で830世帯となっています。また、世帯人員の減少に伴って1世帯あたり人員も減少し、令和2年で2.14人となっています。

一般世帯の構成割合を平成17年と令和2年で比較すると、三世帯世帯の割合が大きく低下している一方、単独世帯が上昇しています。

■一般世帯数と1世帯あたり人員の推移



■一般世帯の構成割合（平成17年と令和2年）



【参考】

単位：世帯

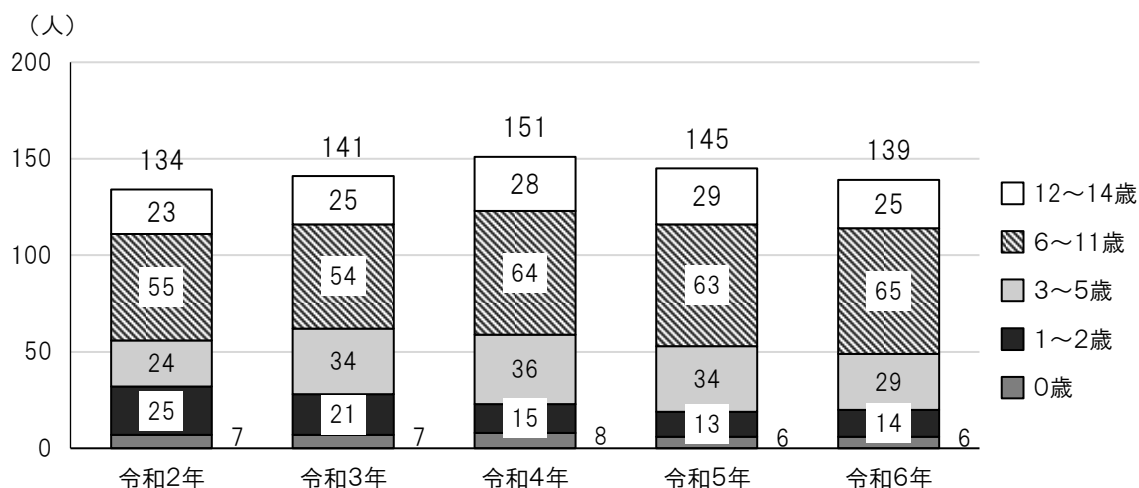
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
単独世帯	225	235	240	301
核家族世帯	522	497	457	440
夫婦のみ	208	205	194	194
夫婦と子ども	198	176	161	146
男親と子ども	16	16	17	13
女親と子ども	100	100	85	87
三世帯世帯	168	113	73	41
その他の世帯	62	67	66	48
一般世帯数（合計）	977	912	836	830
世帯人員（人）	2,733	2,349	2,008	1,779

資料：国勢調査

(2) 子どもの状況

年少人口（0～14歳）を年齢区分別にみると、令和2年と令和6年を比較して1～2歳が11人減少、6～11歳が10人増加しています。0歳は6～8人で推移しています。

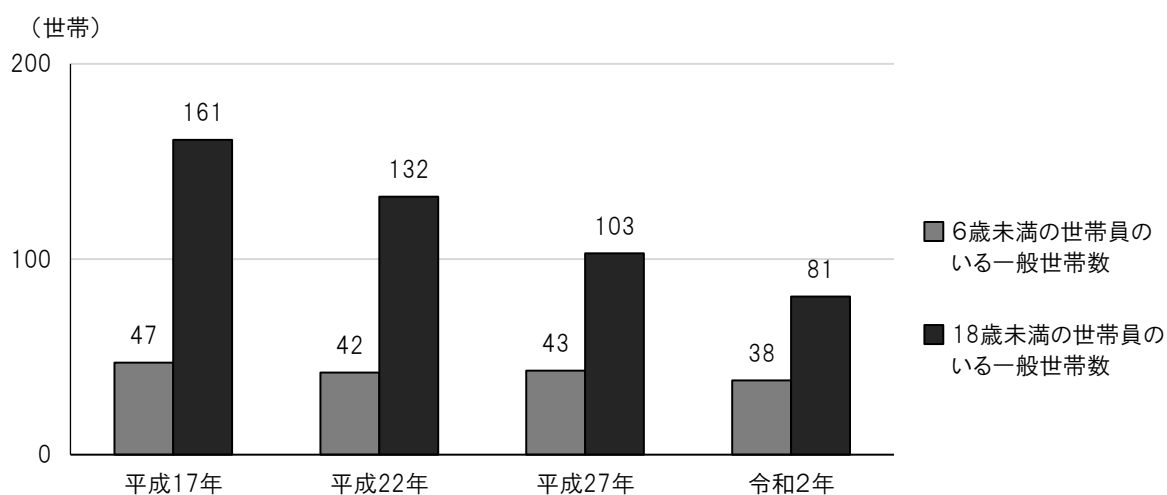
■年少人口の推移（年齢区分別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

18歳未満の世帯員がいる一般世帯数は、年々減少しており、令和2年で81世帯となっています。そのうち、6歳未満の世帯員がいる一般世帯数は38世帯となっています。

■子どものいる世帯数の推移



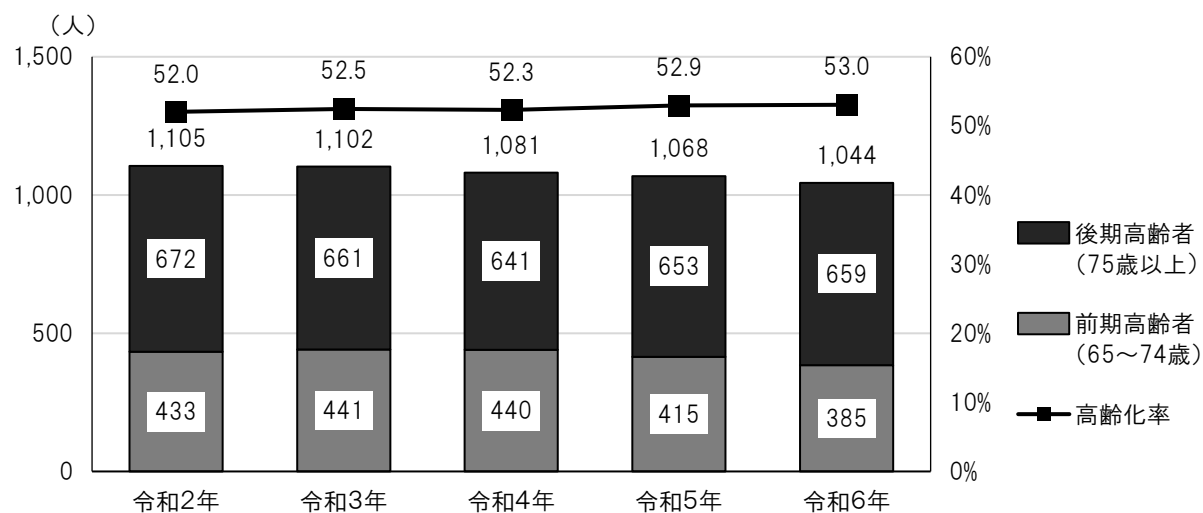
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

高齢者人口（65 歳以上）は減少が続いていますが、高齢化率は上昇が続いており、令和 6 年で 53.0%となっています。

前期高齢者（65～74 歳）は令和 6 年で 385 人、後期高齢者（75 歳以上）は 659 人と、高齢者の約 4 割が前期高齢者、約 6 割が後期高齢者となっています。

■高齢者人口及び高齢化率の推移（前期・後期高齢者別）

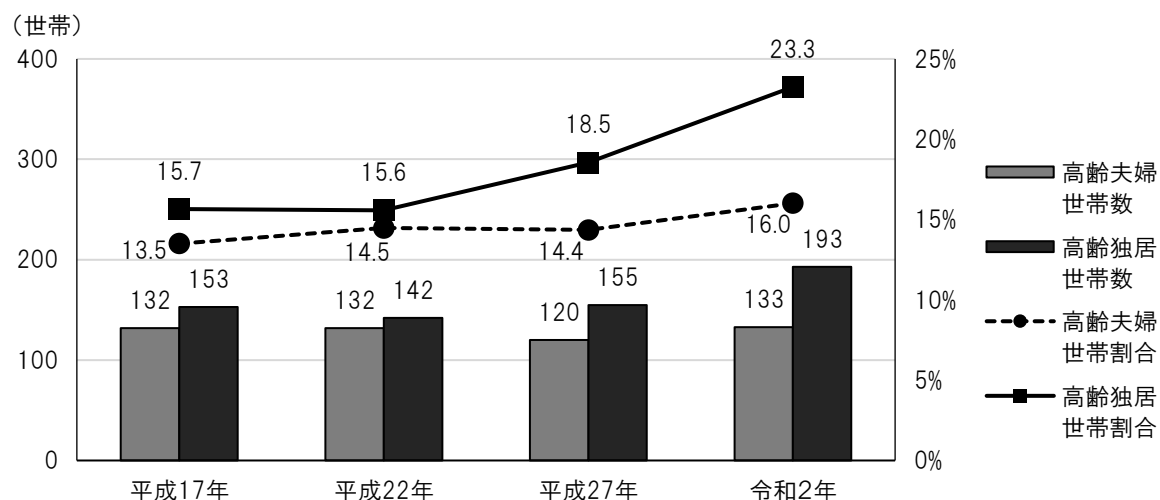


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

高齢夫婦世帯数は概ね横ばいで推移、高齢独居世帯数は増加しており、令和 2 年で高齢夫婦世帯数が 133 世帯、高齢独居世帯数が 193 世帯となっています。

一般世帯に占める高齢夫婦世帯の割合は令和 2 年で 16.0%、高齢独居世帯は 23.3%となっています。

■高齢夫婦・高齢独居世帯数及び一般世帯に占める割合の推移

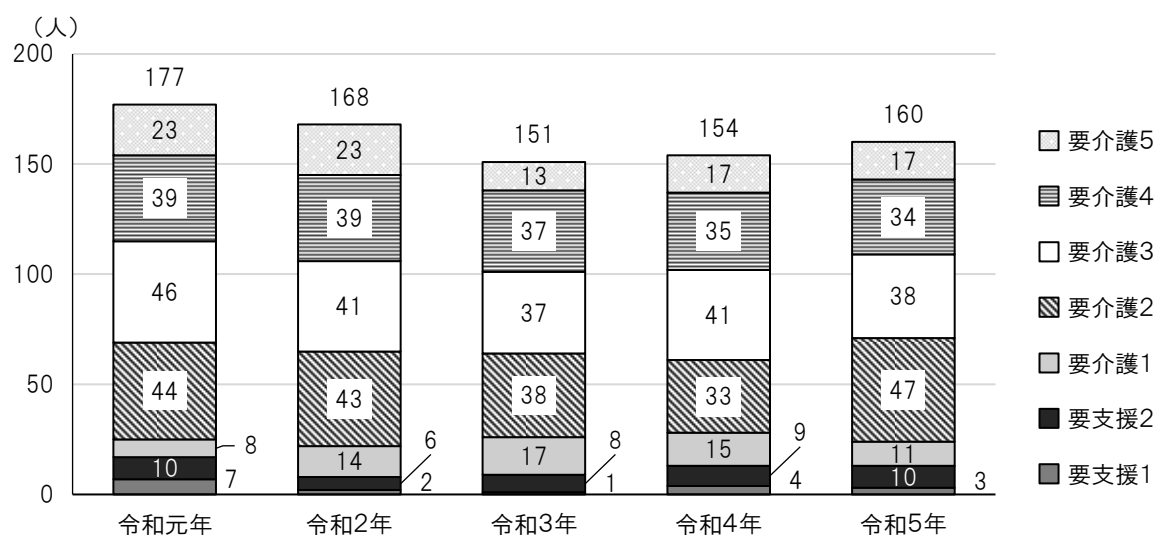


資料：国勢調査

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は令和3年まで減少していましたが、令和4年以降増加が続いており、令和5年で160人となっています。

要支援・要介護度別にみると、令和5年では要介護2が47人で最も多くなっています。また、重度（要介護3以上）の人が89人と全体の半数を上回っています。一方で、要支援認定者数は令和5年で13人と、全体の1割以下となっています。

■第1号被保険者における要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



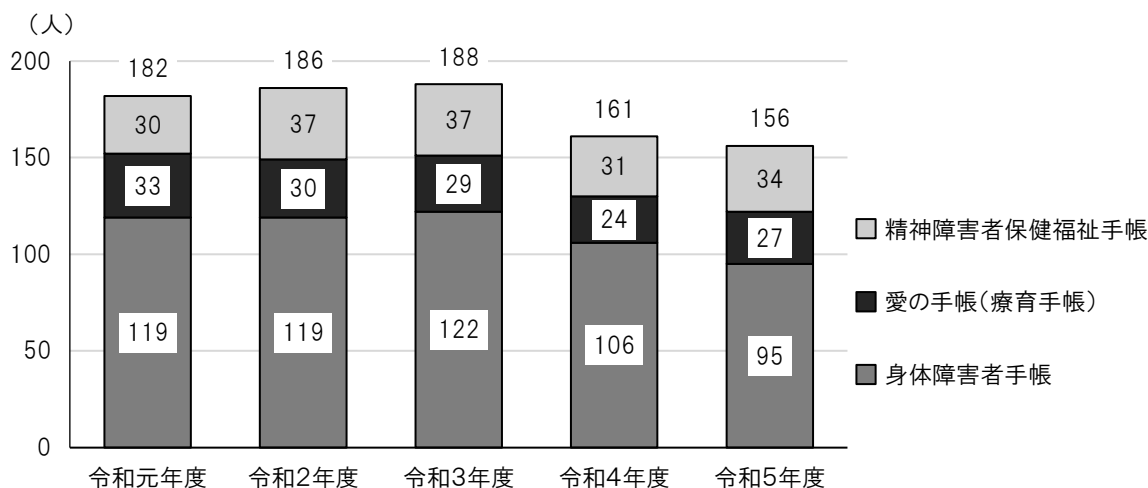
資料：「介護保険事業状況報告」年報（令和5年のみ「介護保険事業状況報告」月報）（各年3月末時点）

（４）障害者の状況

障害者手帳所持者数は、令和４年度に大きく減少し、令和５年度で１５６人となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳は減少傾向、愛の手帳（療育手帳）は令和４年度まで減少していましたが令和５年度に増加、精神障害者保健福祉手帳は３０人台で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移（手帳別）



【参考】

単位：人

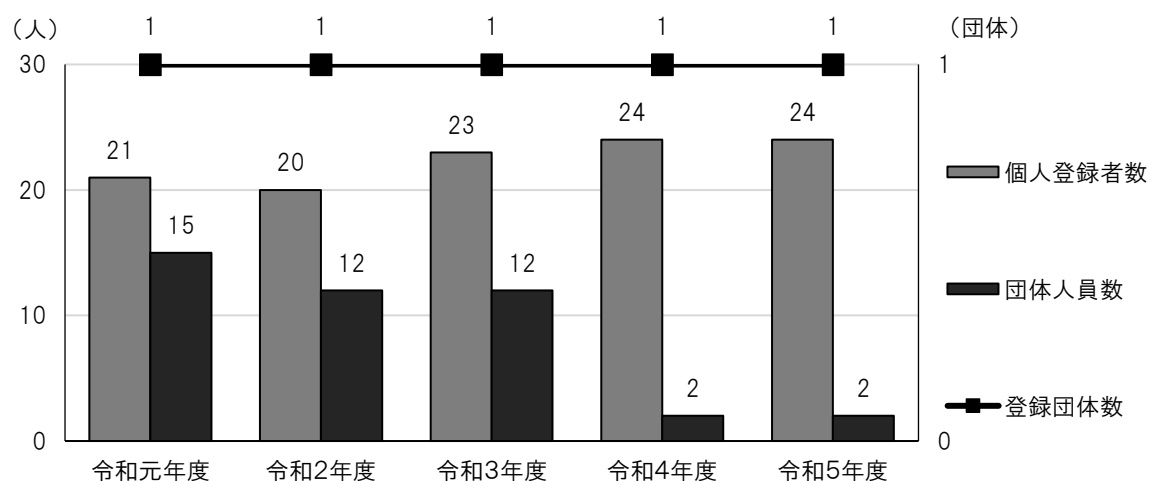
		令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
身体障害者手帳 所持者の状況 （障害部位別）	視覚障害	12	12	13	11	10
	聴覚・平衡機能 障害	10	11	11	10	9
	音声・言語・ そしゃく機能障害	1	0	1	1	1
	肢体不自由	72	74	74	69	55
	内部障害	24	22	23	15	20
身体障害者手帳 所持者の状況 （等級別）	１級	34	31	33	33	29
	２級	21	19	21	15	13
	３級	21	19	20	16	13
	４級	25	28	27	25	24
	５級	7	7	7	8	7
	６級	11	15	14	9	9
愛の手帳（療育 手帳）所持者の 状況（等級別）	最重度	3	3	3	3	3
	重度	9	8	7	7	8
	中度	10	7	7	4	4
	軽度	11	12	12	10	12
精神障害者保健 福祉手帳所有者 の状況（等級別）	１級	6	6	6	6	7
	２級	19	22	22	20	23
	３級	5	9	9	5	4

資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(5) ボランティアの状況

ボランティアの登録者数をみると、個人登録者数は増加傾向にありますが、団体人員数が令和4年度に大きく減少しています。令和5年度は、個人登録者数が24人、団体人員数が2人となっています。

登録団体数は1団体となっています。

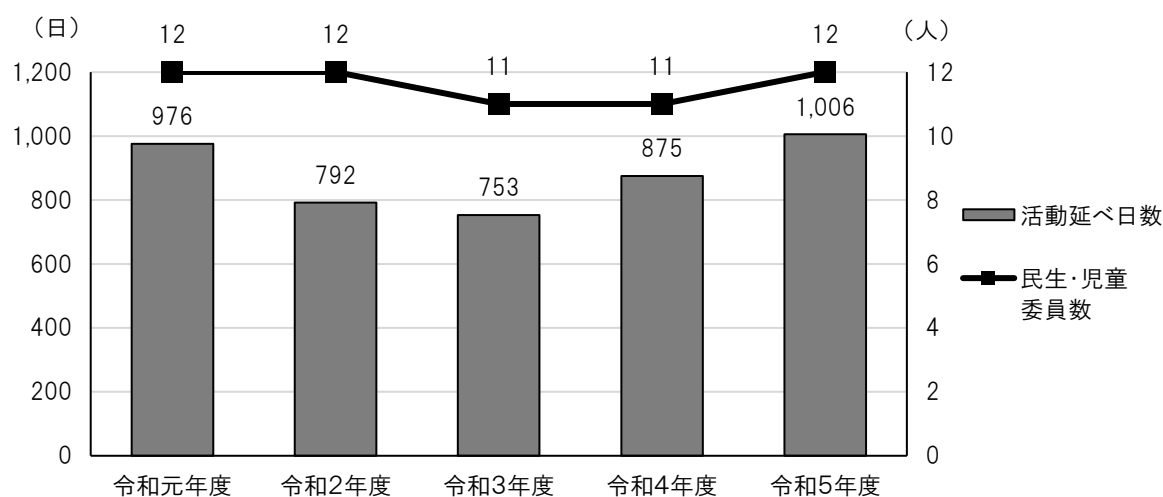


資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(6) 民生・児童委員の状況

民生・児童委員数は令和5年度で12人となっています。

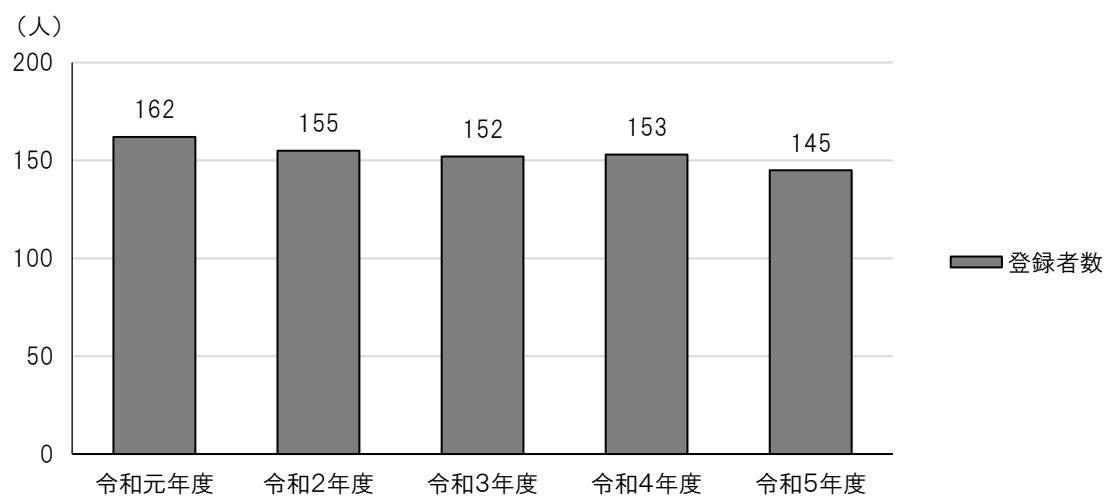
年間の活動延べ日数は、新型コロナウイルスの影響もあり令和2年度から令和3年度に大きく減少しましたが、令和5年度は1,000日を上回っています。



資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(7) シルバー人材センターの状況

シルバー人材センターの登録者数は減少傾向にあり、令和5年度で145人となっています。

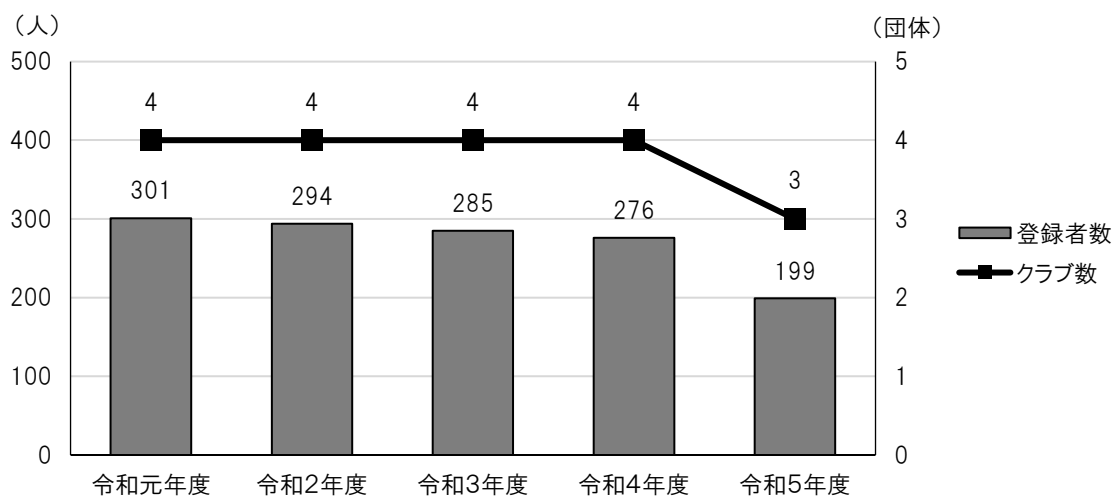


資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(8) 高齢者クラブの状況

高齢者クラブの登録者数は、令和5年度に大きく減少し、199人となっています。

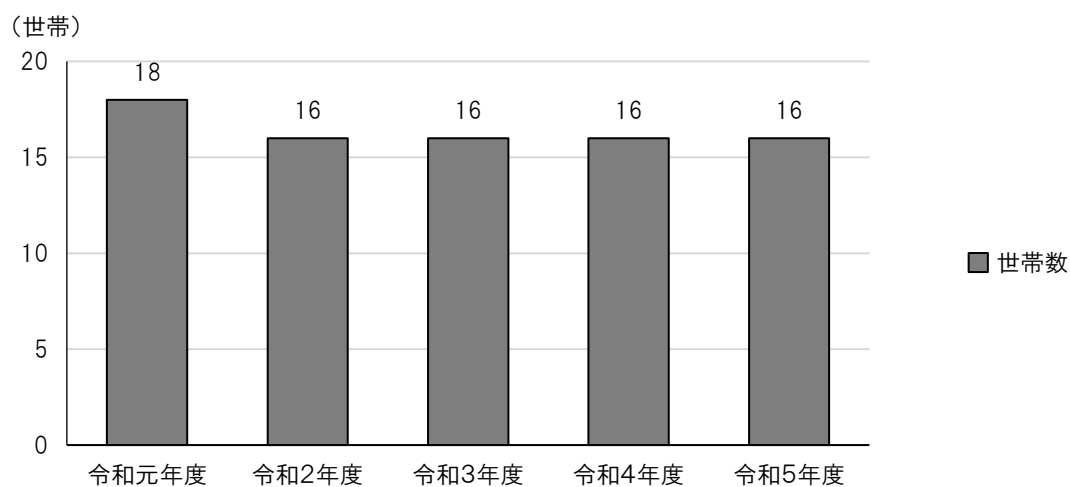
クラブ数は、令和4年度まで4団体でしたが、令和5年度に減少し、3団体となっています。



資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(9) 生活保護の状況

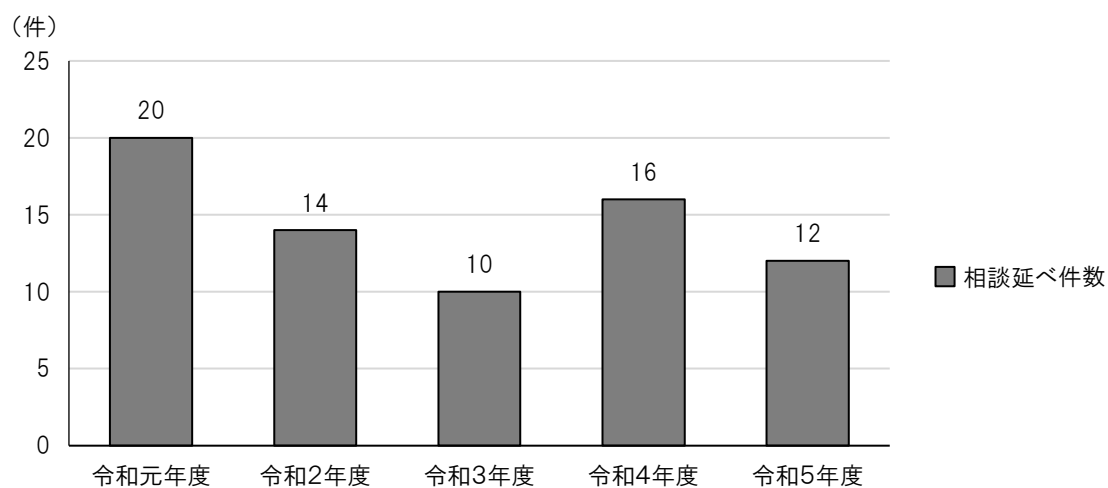
生活保護世帯数は令和2年度以降16世帯で推移しています。



資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(10) 要支援児童の状況

要支援児童の相談延べ件数は、直近5年間でみると令和元年度の20件が最も多くなっています。令和2年度以降は10件台で推移しています。



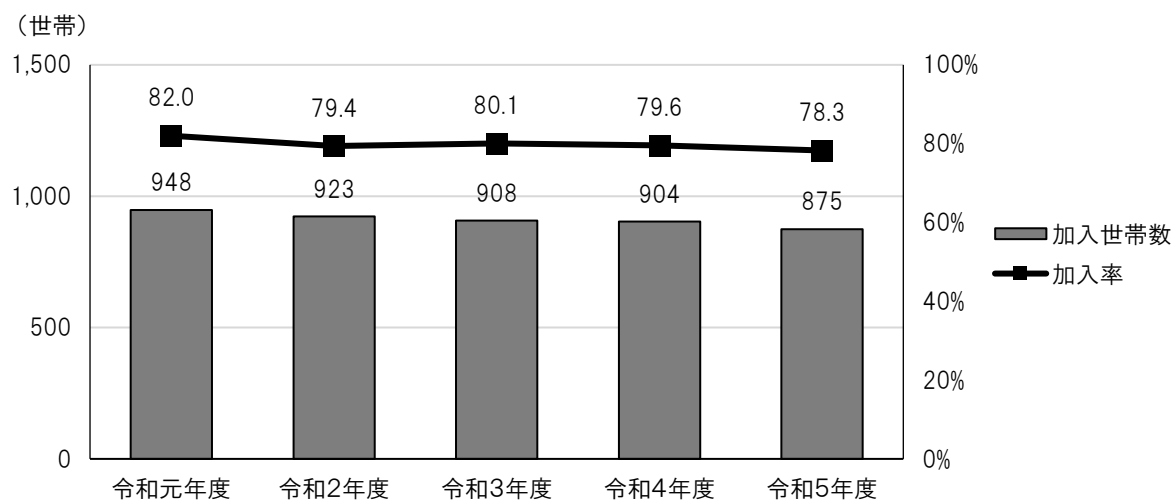
※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

資料：福祉けんこう課（各年度末時点）

(11) 自治会の状況

本村の自治会数は 26 自治会となっています。

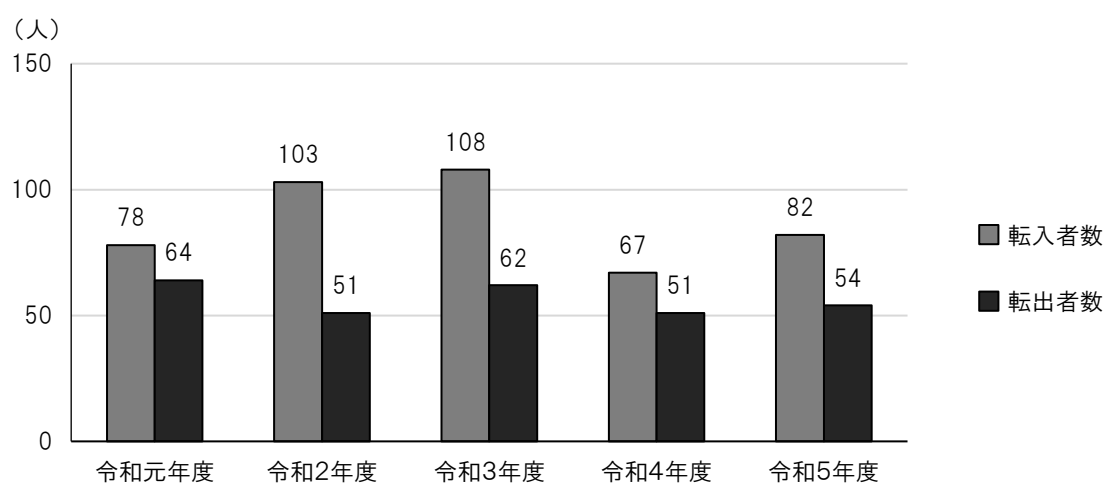
加入世帯数及び加入率は減少傾向にあり、令和 5 年度で 875 世帯、加入率は 78.3%となっています。



資料：企画財政課（各年度末時点）

(12) 転入・転出の状況

転入者数と転出者数をみると、どの年も転入者数が転出者数を上回って推移しており、社会増が続いています。令和 5 年度は、転入者数が 82 人、転出者数が 54 人となっています。



資料：村民課（各年度末時点）※国外との転入出は含まない

2 アンケート調査結果の概要

子ども・高齢・障害それぞれについて、対象者の状況やニーズ等を把握し、今後の検討資料とするため令和5年から令和6年にアンケート調査を実施しました。

◆調査

分野	種類	対象	方法	期間
子ども	未就学児童保護者調査	未就学児童の保護者	郵送による 配付・回収	令和6年3月（4月 到着分まで反映）
	小学生保護者調査	小学生の保護者		
	中高生調査	中学生及び高校生		
高齢	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者と事業対象者）		令和5年1月～2月
障害	障害福祉に関するアンケート調査	障害者手帳をお持ちの人及び檜原村の障害福祉サービスを利用されている人		令和5年7月

◆回収状況

分野	種類	配付数	有効回収数	有効回収率
子ども	未就学児童保護者調査	60件	24件	40.0%
	小学生保護者調査	75件	26件	34.7%
	中高生調査	45件	17件	37.8%
高齢	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	778件	496件	63.8%
障害	障害福祉に関するアンケート調査	163件	63件	38.7%

◆グラフ等の見方

- ・図表中の「n（number of cases）」は、集計対象者数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・回答結果の割合「％」は集計対象者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

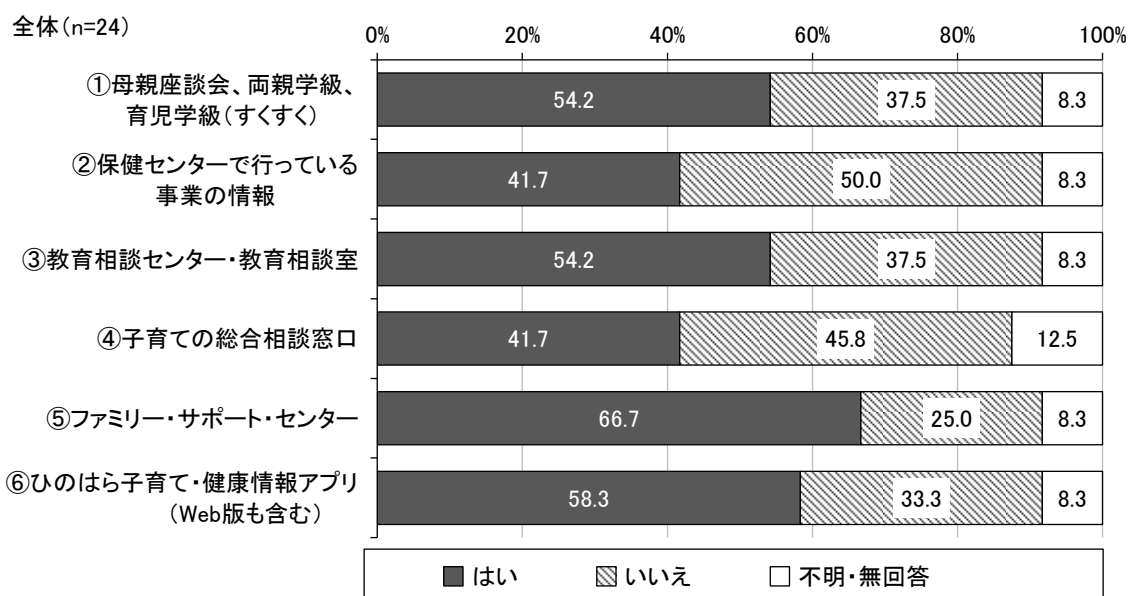
(1) 子どもアンケート（保護者）

①次の事業で知っているものをお答えください。（単数回答）

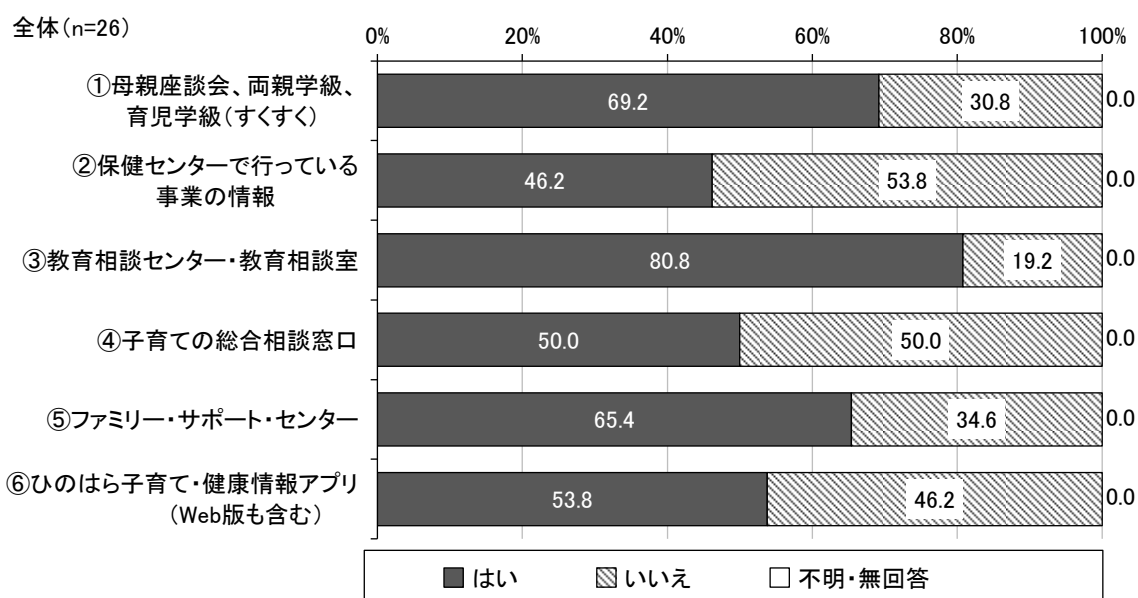
事業の認知度についてみると、＜未就学調査＞ではいずれも4～6割台となっています。

＜小学生調査＞では、「③教育相談センター・教育相談室」が80.8%と他の事業と比較して高くなっています。

＜未就学調査＞



＜小学生調査＞

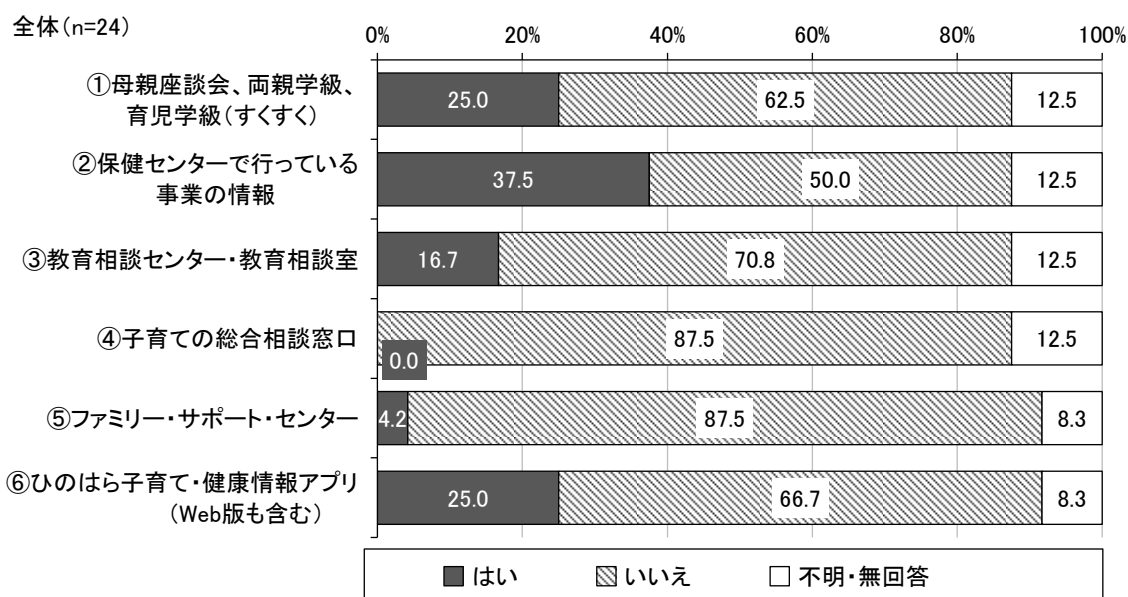


②次の事業でこれまでに利用したことがあるものをお答えください。（単数回答）

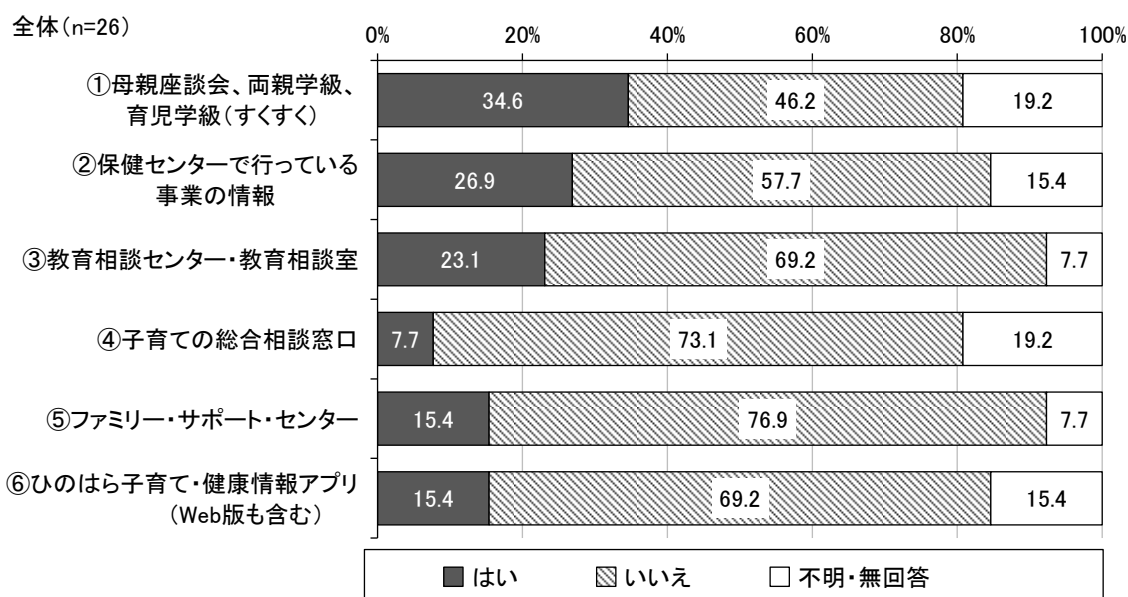
事業の利用経験についてみると、＜未就学調査＞では「②保健センターで行っている事業の情報」が37.5%、「①母親座談会、両親学級、育児学級」「⑥ひのはら子育て・健康情報アプリ」が25.0%となっています。

＜小学生調査＞では、「①母親座談会、両親学級、育児学級」が34.6%、「②保健センターで行っている事業の情報」が26.9%となっています。

＜未就学調査＞



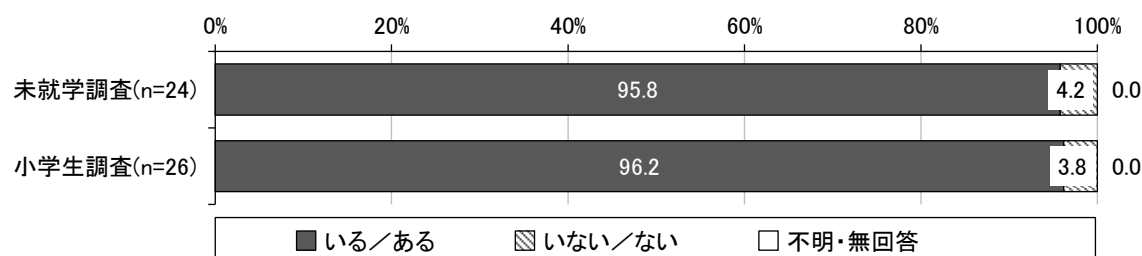
＜小学生調査＞



③宛名のお子様の子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。
また、相談できる場所がありますか。（単数回答）

気軽に相談できる人についてみると、＜未就学調査＞では、「いる／ある」が95.8%、「いない／ない」が4.2%となっています。

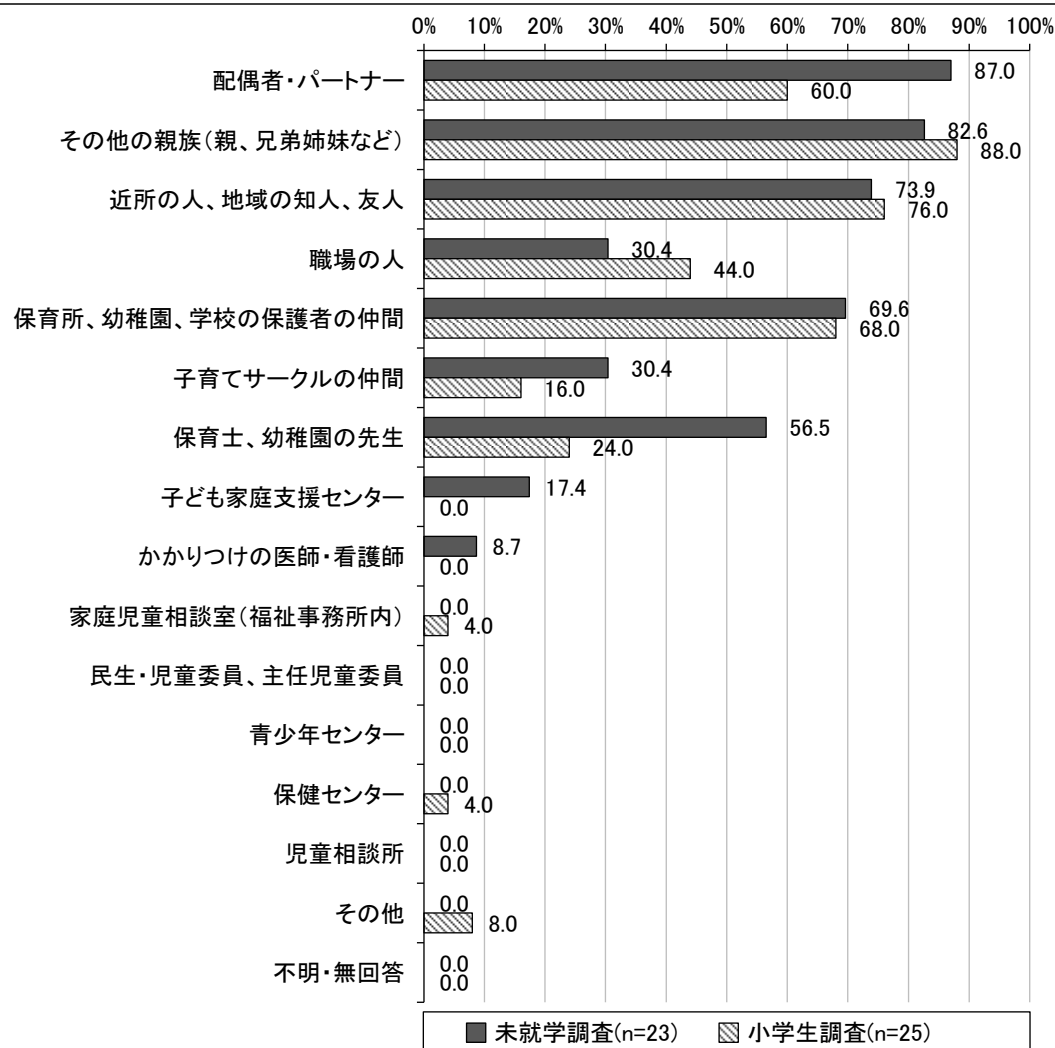
＜小学生調査＞では、「いる／ある」が96.2%、「いない／ない」が3.8%となっています。



④お子様の子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（複数回答）*相談先がある人対象

相談できる先についてみると、＜未就学調査＞では、「配偶者・パートナー」が87.0%と最も高く、次いで「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が82.6%となっています。

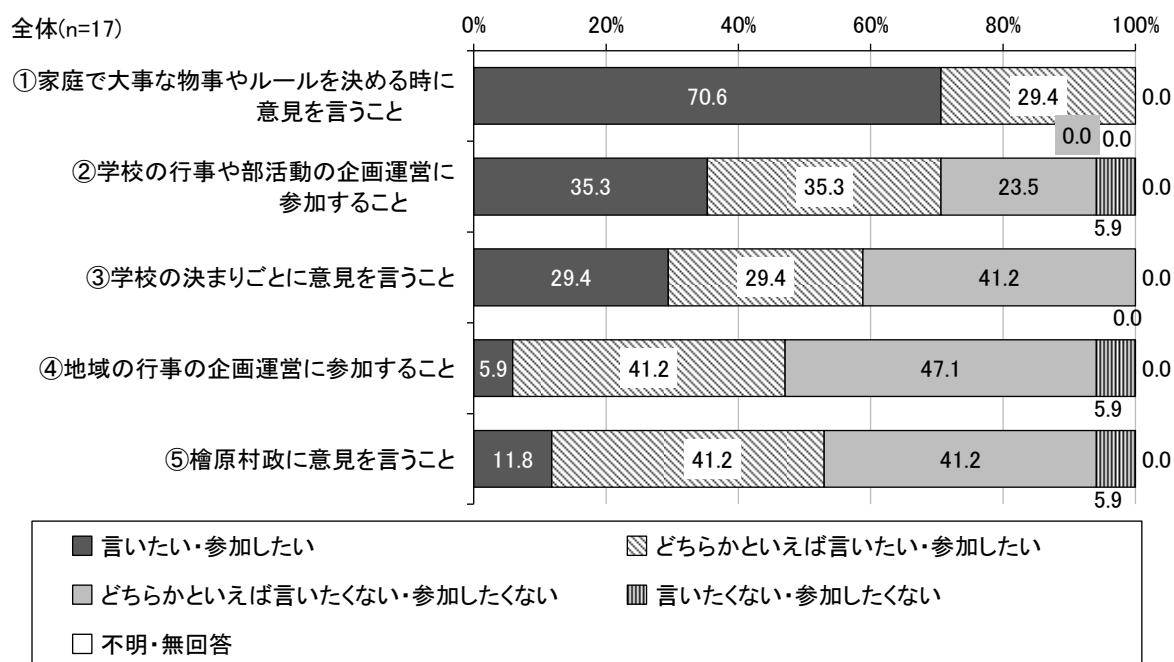
＜小学生調査＞では、「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が88.0%と最も高く、次いで「近所の人、地域の知人、友人」が76.0%となっています。



(2) 子どもアンケート（中高生）

①次のことを決める時などに、あなたは意見を言ったり、参加したりしたいと思いますか。（単数回答）

「言いたい・参加したい」「どちらかといえば言いたい・参加したい」の合計についてみると、【①家庭で大事な物事のルールを決める時】で100.0%、【②学校の行事や部活動の企画運営】で約7割、【③学校の決まりごと】【④地域の行事の企画運営】【⑤檜原村政】で5～6割程度となっています。



②あなたが将来に向けて、檜原村に特に望むことはどのようなことですか。（複数回答）

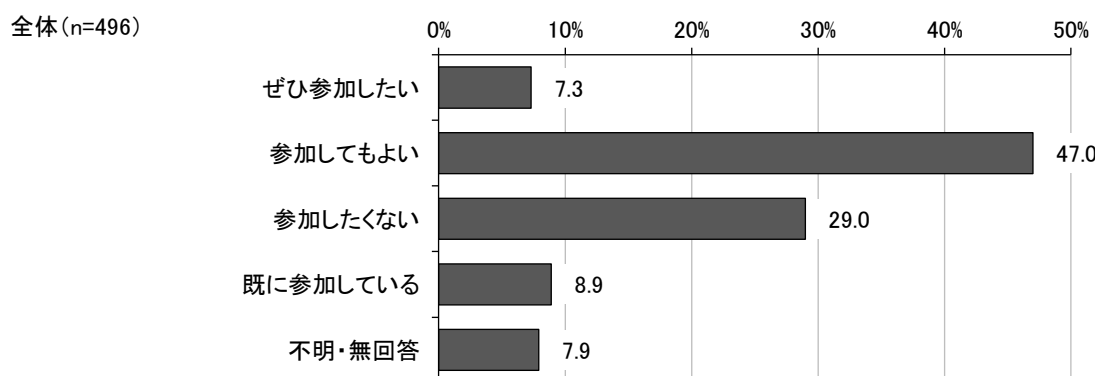
村に望むことについてみると、「買物をしやすくしてほしい」「バスを利用しやすくしてほしい」が82.4%と最も高く、次いで「スポーツや遊びの場を増やしてほしい」が64.7%となっています。



(3) 高齢者アンケート

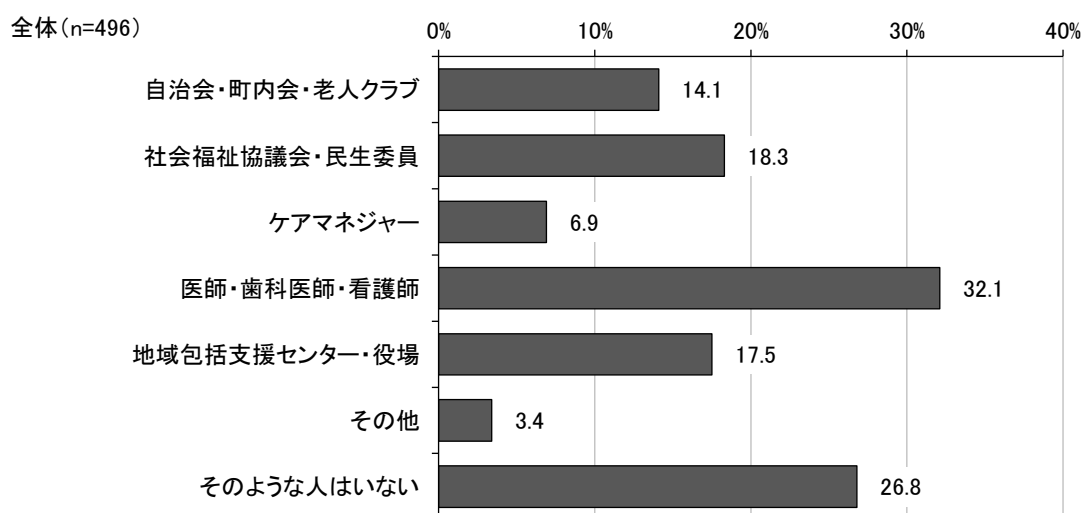
①地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(単数回答)

地域住民有志の活動に参加してみたいかについてみると、「既に参加している」が 8.9%となっています。また、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」を合わせると、54.3%が参加の意向を示しています。



②家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手はいますか。(複数回答)

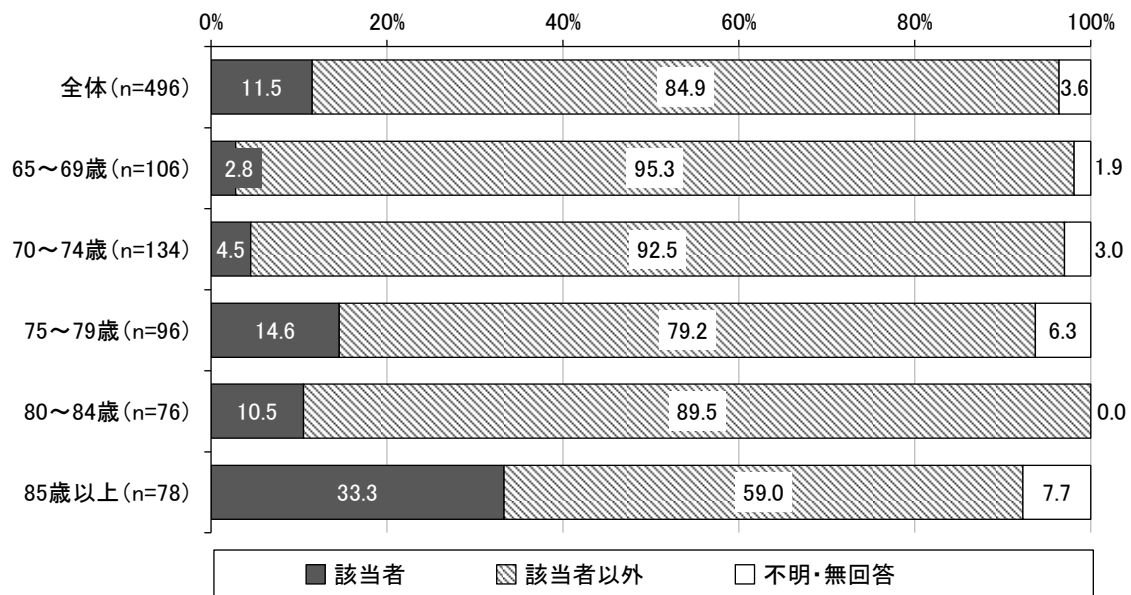
相談する相手についてみると、「医師・歯科医師・看護師」が 32.1%と最も高く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」が 18.3%となっています。また、「そのような人はいない」と回答した人は 26.8%となっています。



③運動器機能の低下

運動器機能が低下している高齢者（該当者）は、11.5%となっています。

年代別にみると、75 歳未満では 5%を切っていますが、85 歳以上では 33.3%となっています。



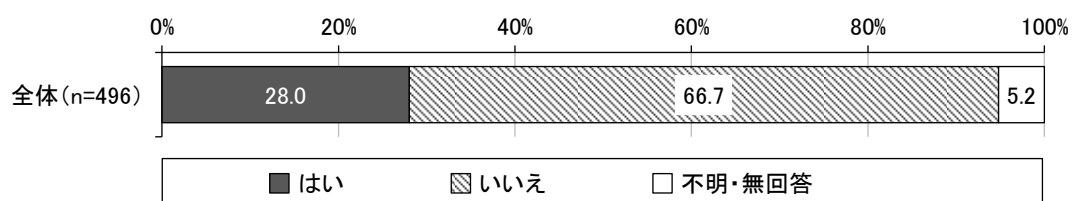
<判定方法>

「国の手引き」に基づき、5 項目のうち 3 項目以上に該当する場合、運動器機能の低下リスク該当者と判定しました。

判定設問	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	3. できない
15 分位続けて歩いていますか。	3. できない
過去 1 年間に転んだ経験がありますか。	1. 何度もある 2. 1 度ある
転倒に対する不安は大きいですか。	1. とても不安である 2. やや不安である

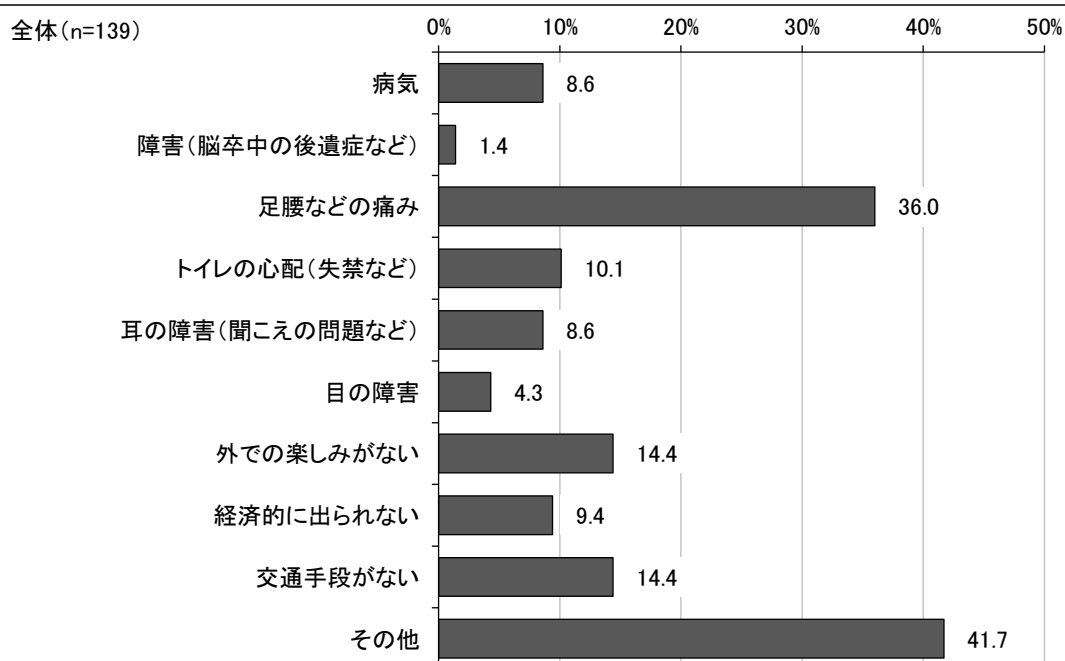
④外出を控えていますか。（単数回答）

外出を控えているかについてみると、全体の 28.0%が「はい」と回答しています。



⑤外出を控えている理由は、次のどれですか。（複数回答）*外出を控えている人対象

外出を控えている理由についてみると、「その他」が 41.7%と最も高く、次いで「足腰などの痛み」が 36.0%、「外での楽しみがない」と「交通手段がない」が 14.4%となっています。その他では、新型コロナウイルス感染症を理由として記述している人が多くみられました。

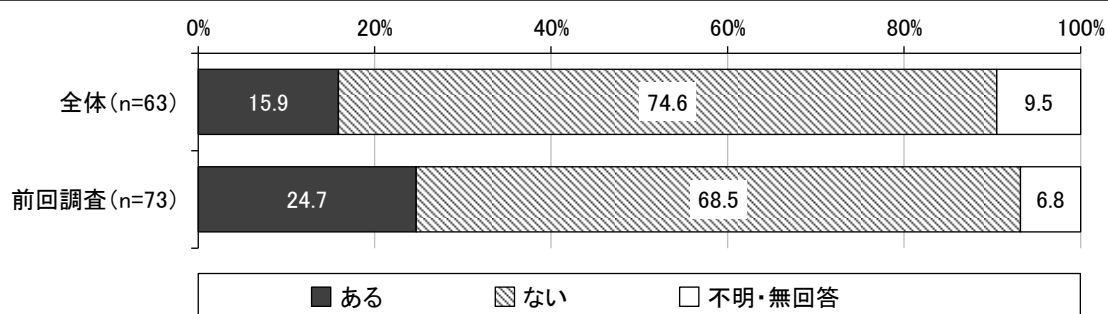


(3) 障害者アンケート

①直近3年において、障害があることで差別・偏見を受けたことはありますか。(単数回答)

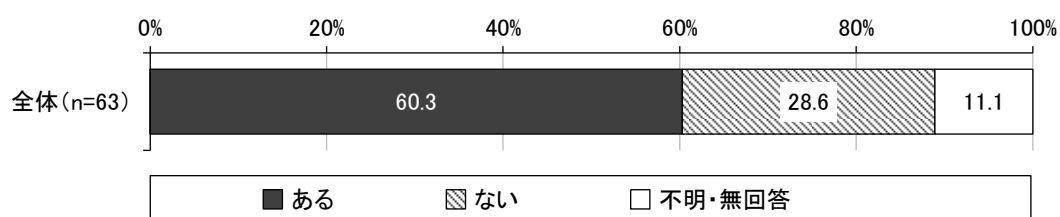
差別・偏見を受けた経験についてみると、「ない」が74.6%と、「ある」の15.9%を上回っています。

令和2年に実施した前回調査では、「ない」が68.5%と、「ある」の24.7%を上回っています。



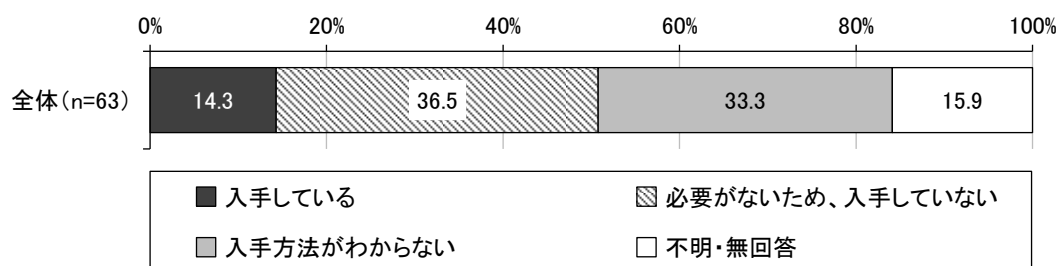
②悩みや困ったことを相談できる人や機関はありますか。(単数回答)

悩みや困ったことを相談できる人や機関があるかについてみると、「ある」が60.3%と、「ない」の28.6%を上回っています。



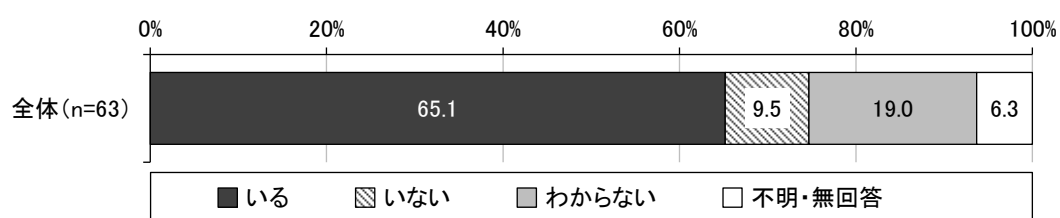
③障害福祉に関する情報を入手していますか。(単数回答)

障害福祉に関する情報を入手しているかについてみると、「必要がないため、入手していない」が36.5%と最も高く、次いで「入手方法がわからない」が33.3%、「入手している」が14.3%となっています。



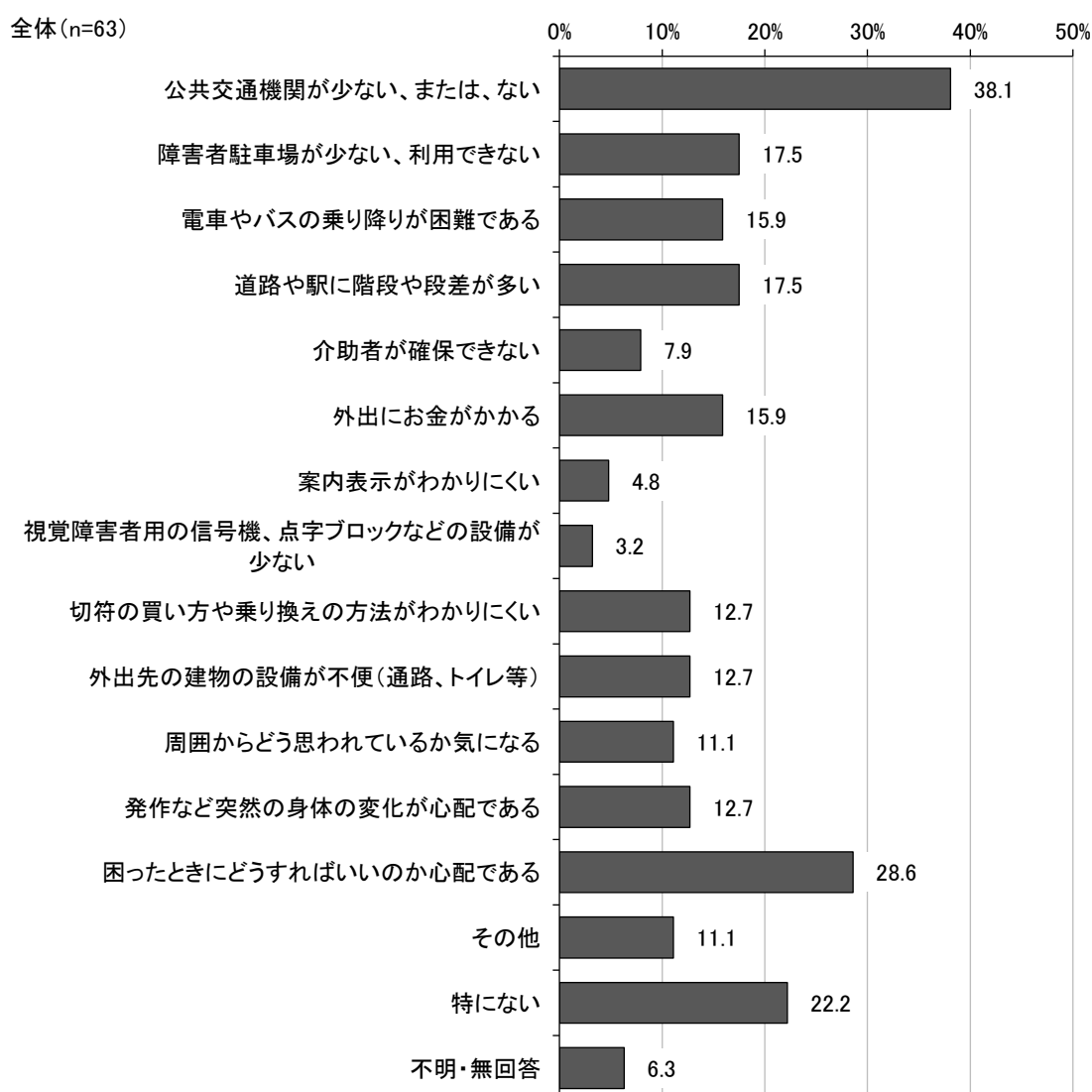
④災害時に避難を手助けしてくれる人はいますか。（単数回答）

災害時に避難を手助けしてくれる人がいるかについてみると、「いる」が65.1%と最も高く、次いで「わからない」が19.0%、「いない」が9.5%となっています。



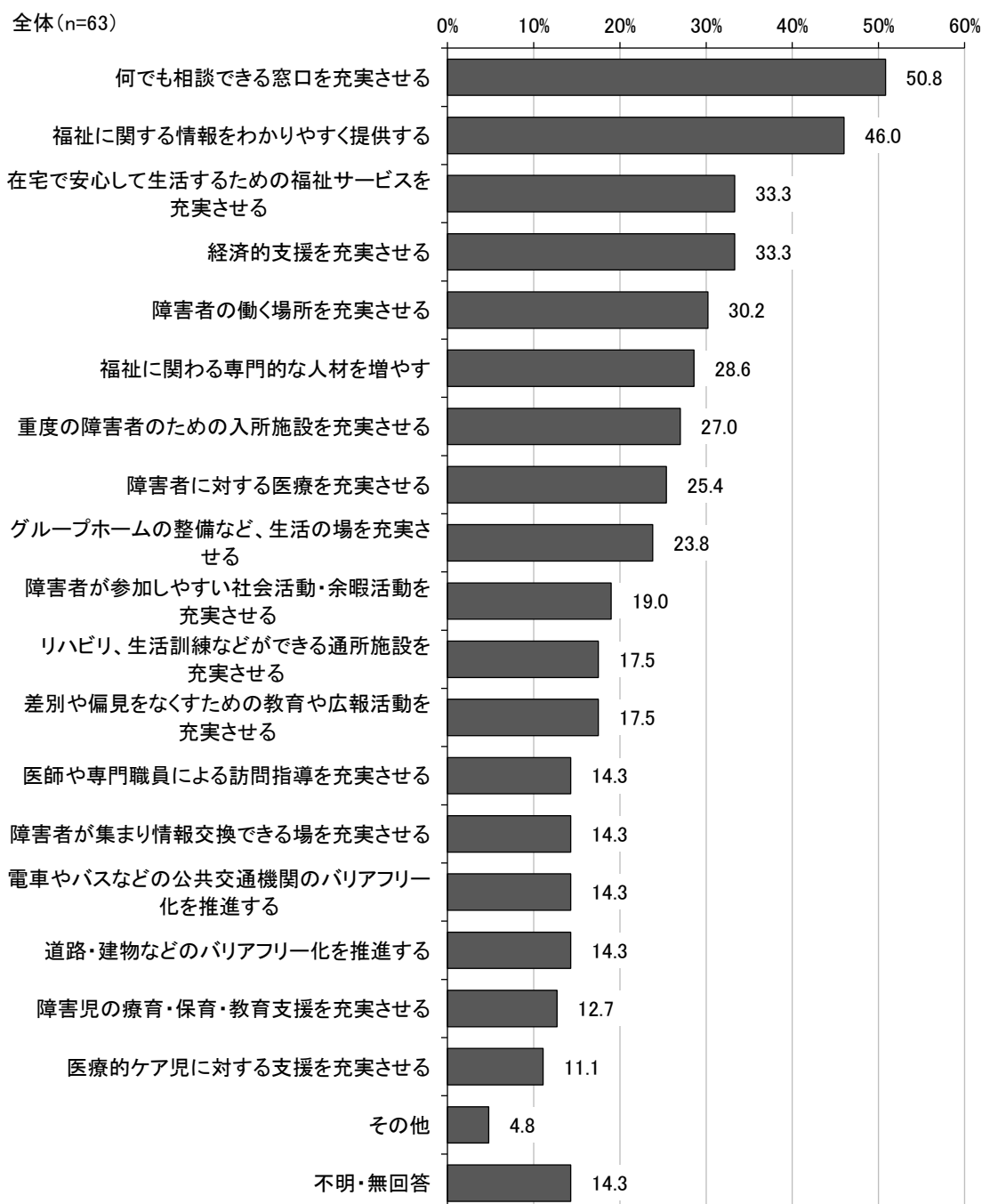
⑤外出するときに困ることは何ですか。（複数回答）

外出時に困ることについてみると、「公共交通機関が少ない、または、ない」が38.1%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配である」が28.6%、「特にない」が22.2%となっています。



⑥障害者にとって暮らしやすい村にするために、どのようなことを希望しますか。（複数回答）

障害者にとって暮らしやすい村にするために希望することについてみると、「何でも相談できる窓口を充実させる」が 50.8%と最も高く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が 46.0%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実させる」「経済的支援を充実させる」が 33.3%となっています。



3 檜原村の現状

(1) 福祉意識の醸成

【第4期の現状】

- 全国的な動向として、価値観の多様化や少子高齢化の進行などにより、人のつながりの希薄化が進行する中、8050 問題やダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラーなど複合的な課題が浮かび上がっています。
- 本村では、福祉に関する意識啓発のため、多世代交流や福祉施設との交流機会の創出に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、交流の場を設けられなかった年もありましたが、令和5年度は高齢者と小学生のふれあい給食会の実施や、小学校の校外学習における福祉施設の訪問、檜原村社会福祉協議会及び福祉施設における中学校の職場体験など、学校と地域の連携による福祉教育も進めています。
- 小・中学校では人権教育を実施し、障害者に対する偏見・差別の解消に向けた授業や研究協議を行っています。障害者アンケートでは、直近3年に障害があることで差別・偏見を受けたことがある人は1割台半ばと、前回調査（令和2年実施）に比べて低下しており、障害者への理解が進んでいる状況がうかがえます。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇村民が福祉に興味関心を持ち、地域住民同士の助け合いの重要性が浸透するよう、家庭・学校・職場・地域等様々な機会を通じた福祉の心の醸成が必要です。

第5期で対応する取組

基本目標1 ともに支え合う地域づくり

(2) 地域やボランティア活動の担い手の確保・育成

【第4期の現状】

- 本村では、高齢化率が毎年上昇しており、現在約2人に1人が高齢者という状況です。高齢化の進行に伴って福祉ニーズが増大する一方、現役世代の人口減少も並行して進んでいることから、地域活動（自治会等）やボランティア活動の担い手の確保・育成に苦慮しています。
- ボランティアの確保に向けて、社会福祉協議会と連携しながら「社協だより（社会福祉協議会の広報誌）」等で情報発信しており、ボランティアの個人登録者数は増加傾向にありますが、十分な確保には至っていない状況です。
- 高齢者アンケートによると、健康づくり活動や趣味等のグループ活動等の地域活動について、既に参加している人は1割弱となっていますが、参加意向を持っている人（ぜひ参加したい／参加してもよい）は半数を超えています。また、子どもアンケート（中高生）では、地域の行事の企画運営に意見を言ったり参加したりしたい人は4割台半ばと、地域活動への参加ニーズもうかがえます。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇地域活動やボランティア活動に関する情報を幅広く発信し、興味や参加意欲を高めるとともに、様々な人が参加しやすい環境づくりや活動内容の検討が必要です。

第5期で対応する取組

- | | |
|-------|------------------|
| 基本目標1 | ともに支え合う地域づくり |
| 基本目標2 | サービスが利用しやすい体制づくり |

(3) 相談しやすい体制づくり

【第4期の現状】

- 本村では、単独世帯数、高齢独居世帯数が増加傾向にあるなど家族形態の変化がみられ、地域のつながりの希薄化も相まって孤独・孤立に陥りやすい状況にあるといえます。
- 障害者アンケートでは、悩みや困ったことを相談できる人や機関がない人は約3割、高齢者アンケートでは、家族や友人・知人以外の相談相手がない人は2割台後半となっており、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できずにいる人が一定数存在すると考えられます。
- 子どもアンケート（保護者）では、気軽に相談できる人がいる人は9割台半ばとなっている一方、相談先は親族や友人など身近な人が多く、公の支援機関や相談窓口での相談機会は少ない状況がうかがえます。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇地域で孤立し、悩みごとを一人で抱え込むことがないよう、気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、複合化する相談に対して適切な対応ができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関との連携強化が必要です。

第5期で対応する取組

- | | |
|-------|------------------|
| 基本目標2 | サービスが利用しやすい体制づくり |
|-------|------------------|

(4) 誰もが入手しやすい情報提供

【第4期の現状】

- 福祉に関する情報は広報やホームページで適宜発信しており、令和5年度から「ひのはら子育て健康情報アプリ（令和6年度より「ひのはら健康情報アプリ」に名称変更）」で福祉けんこう課所管の事業等の情報提供を行っています。
- 子どもアンケート（保護者）では、「ひのはら健康情報アプリ」の認知状況は5割台となっている一方、利用したことがある人は1～2割に留まっており、更なる周知が求められます。
- 障害者アンケートでは、障害福祉に係る情報の入手方法がわからない人が約3人に1人となっていることや、障害者にとって暮らしやすいまちにするための取組で「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が上位に挙がっていることを踏まえ、障害の有無にかかわらず必要な情報を適切に入手できるよう、情報アクセシビリティを向上させることが求められます。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇すべての村民が必要な福祉制度やサービスの情報が入手できるよう、様々な媒体での発信、各種検診や交流の場などを活用した情報提供の充実が必要です。

第5期で対応する取組

基本目標2 サービスが利用しやすい体制づくり

(5) 多様な福祉ニーズへの対応

【第4期の現状】

- 本村の総人口は減少が続いており、令和6年には2,000人を下回りました。
- 要支援・要介護認定者数が増加傾向にあるなど、介護需要の高まりがうかがえる一方、人口減少が続く中で福祉・介護人材の確保が困難になることが予見されます。
- 村民の抱える生活課題は複雑化しており、分野ごとに構築された福祉サービスの枠では十分な対応が難しい、制度の狭間の問題も存在しています。現在、高齢者サービス（介護保険サービス）と障害者サービスの共通するものについて、利用者の現状を把握しているケアマネジャー等関係機関と連携して、適切かつ効果的なサービス提供を進めています。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇多様な福祉ニーズに臨機応変に対応できるよう、「児童福祉」「高齢者福祉」「障害者福祉」といった既存の福祉の枠にとらわれないサービスや提供体制の検討が必要です。

第5期で対応する取組

基本目標2 サービスが利用しやすい体制づくり

(6) 災害発生時に向けた支援体制の整備

【第4期の現状】

- 近年、地震や台風などの自然災害による被害が全国的に多発しています。
- 本村では、地域防災計画に基づき、災害時の対応について計画的に推進しています。また、令和4年度より避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行い、警察・消防・地域等の関係者と情報を共有しています。
- 障害者アンケートによると、災害時に避難を手助けしてくれる人がいない人は約1割、わからない人が約2割となっています。また、高齢者アンケートでは、運動器機能が低下している人は約1割、85歳以上では3割を上回ることから、災害発生時に地域で安否確認・避難誘導等が円滑に行える体制強化が求められます。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇日頃から地域住民同士で声かけや見守りを行い、いざというときに助け合える関係を構築するなど、地域住民と行政が一体となった地域の減災・防災力の向上が必要です。

第5期で対応する取組

基本目標3 安心して生活できる村づくり

(7) 移動手段の確保

【第4期の現状】

- 本村は地域全体が山間部であり、急峻な地形が多くなっています。公共交通としては主要道路（都道）を運行する路線バスのみとなっており、路線バスの通っていない交通不便地域も多数存在していますが、デマンドバス3路線、福祉モノレール3路線を運行するほか、高齢者等外出支援サービス事業を実施し、交通不便地域の移動手段の確保に努めています。
- 子どもアンケート（中高生）では、将来に向けて檜原村に特に望むことで「買物をしやすくしてほしい」「バスを利用しやすくしてほしい」が最も高く、障害者アンケートでも、外出時に困ることで「公共交通機関が少ない、または、ない」が最も高くなっています。
- 高齢者アンケートでは、外出を控えていると回答した人の理由として、交通手段がないことを挙げている人が一定数みられ、自由記述でも「免許返納後の移動手段が不安」など移動手段に関する意見もありました。

【第5期策定にあたってのポイント】

- ◇更なる移動手段の充実に向けて、地域団体等が主体となった地域住民同士の助け合いによる移動支援も含め、村民ニーズに合わせた交通体系の検討が必要です。

第5期で対応する取組

基本目標3 安心して生活できる村づくり

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少の進行や世帯構造の変化などにより人のつながりの希薄化が進む中、制度の狭間と呼ばれる複雑化・複合化した生活課題も顕在化しています。

このような状況の変化を踏まえ、村民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の課題解決力を高め、地域共生社会の実現に向けた体制整備が求められます。

本村の現状及び課題や地域福祉の基本的な考え方等を踏まえつつ、村として一貫性のある地域福祉の推進を図るため、これまでの考え方を継承し、【ともに築く、すべての人がいきいきと安心して生活できるむら・檜原村】を基本理念として掲げます。

基本理念

**ともに築く、すべての人がいきいきと
安心して生活できるむら・檜原村**

2 数値目標

第 5 期檜原村地域福祉計画では、「檜原村子ども・子育て支援事業計画」、「檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「檜原村障害者計画・檜原村障害福祉計画・檜原村障害児福祉計画」及び「健康ひのはら 21」といった各分野の福祉計画（個別計画）において評価を行うことから、施策の推進における事業毎の数値目標は設定しません。

基本施策における数値目標や見込量の設定可能な事業については、個別計画において設定します。

3 基本目標

基本目標

1

ともに支え合う地域づくり

- 地域福祉に対する情報提供や福祉教育を行い、支え合いの意識を醸成します。
- 誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域に向けて、地域交流や社会参加を促進します。
- ボランティア団体や事業所、社会福祉協議会など様々な関係機関とネットワークを構築し、地域の課題解決力の向上を図ります。

基本目標

2

サービスが利用しやすい体制づくり

- 村民に必要な福祉の情報が届くよう、様々な媒体で発信します。
- 悩みを一人で抱え込むことがないように、相談支援の充実を図ります。
- ニーズに対応した福祉サービスの提供に向けて、事業所と連携し、量・質の確保に努めます。
- ボランティア活動を促進し、福祉を支える人づくりに努めます。

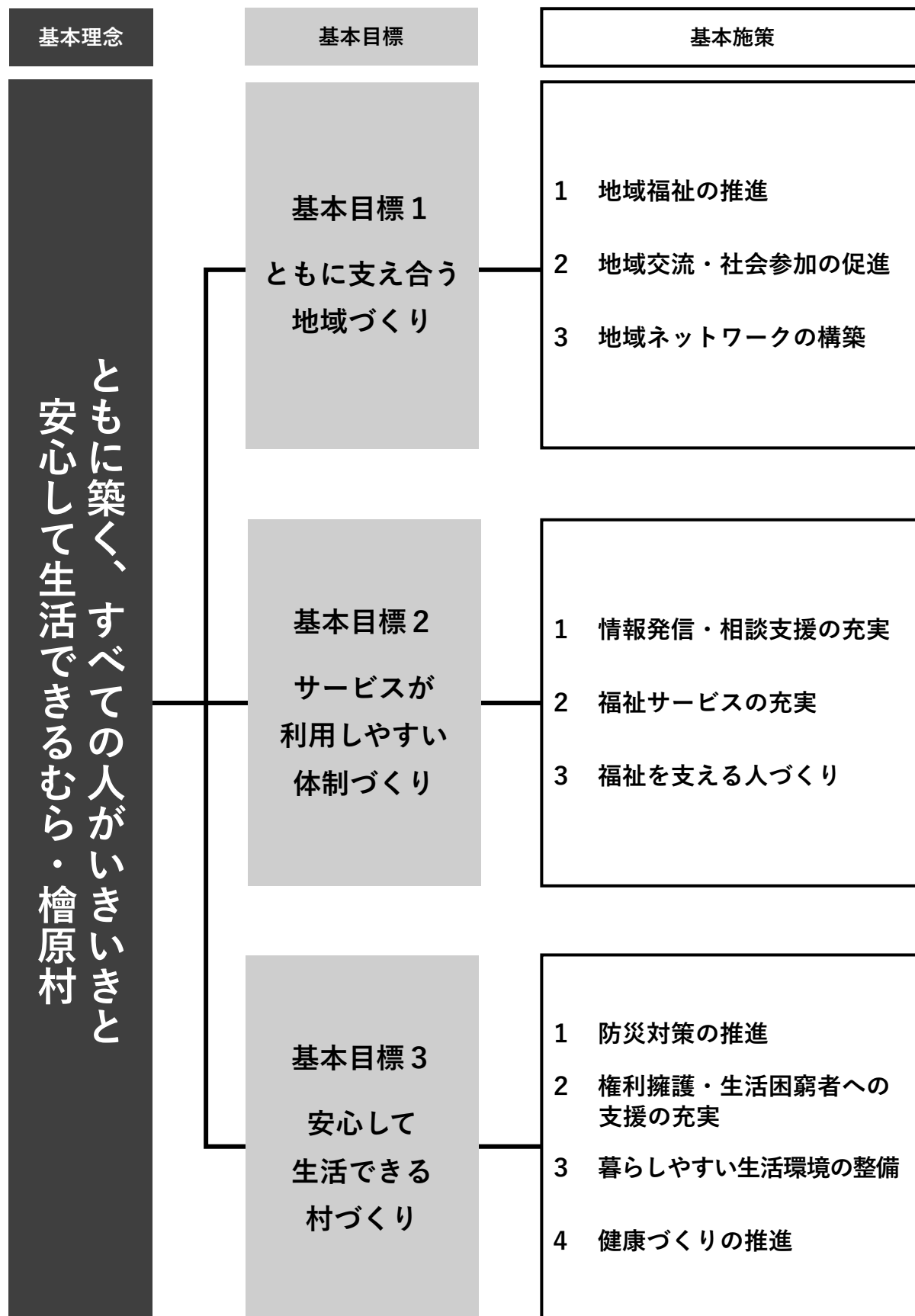
基本目標

3

安心して生活できる村づくり

- いざというときに地域で助け合うことができるよう、普段から地域の防災力向上を図ります。
- 「成年後見センターひのはら」を中心として、成年後見制度の利用を促進します。
- 生活困窮者の就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。
- すべての村民が安全に暮らせるよう、福祉のまちづくりを推進します。
- 一人ひとりのライフステージや状態に合わせた健康づくりを支援します。

4 施策体系



第4章 施策の推進

基本目標1 ともに支え合う地域づくり

基本施策1 地域福祉の推進

方向性

地域福祉の推進のためには、村民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要です。地域における助け合いや支え合いの意識の醸成を図るため、福祉に関する情報提供や意識啓発を進めるとともに、学校教育や生涯学習などを通じた福祉教育に努めます。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
1	福祉に関する意識啓発の推進	他世代交流や福祉施設などとの交流機会を拡充し、支え合いの意識づくりやノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、制度について多くの人に知ってもらうため、広報や情報提供を行います。また、学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉施設での体験学習等の福祉教育を推進します。
2	地域福祉に関する広報・周知の充実	広報ひのはらやホームページをはじめ、コミュニティセンター等の施設を利用した様々な機会を通じて、地域福祉に関する広報・周知を推進し、村民の意識の向上に努めます。また、地域で活動している様々な活動団体の役割、ボランティア活動の内容、地域のニーズや福祉に関する人材の確保の必要性等についての情報提供を行い、住民参加の促進を図ります。

基本施策 2 地域交流・社会参加の促進

方向性

地域住民同士が交流を深め、顔見知りになることで、地域のつながりや相互理解、助け合いの気持ちが醸成されることが期待されます。地域福祉団体や NPO の活動を広く周知したり、地域交流できる場を提供したりするなど、住民参画のきっかけづくりに取り組みます。また、福祉施設やシルバー人材センターと連携し、高齢者や障害のある人の社会参加を促進します。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
3	住民参加機会の充実	地域福祉に関わる各種団体や NPO の取組、福祉活動に関するイベント等の情報提供を充実し、住民参加のきっかけとなる機会づくりに努めます。
4	サロン活動など交流機会の促進	高齢者や障害のある人が気軽に集えるサロン活動への支援及び子育てや健康づくりに関する教室等を開催します。また、高齢者、障害者及び児童の交流機会の創出に努めます。
5	コミュニティ活動の活性化	地域福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行うとともに近隣同士の主体的活動や共助関係の構築を促進します。また、誰もが気軽に参加し、交流や運動を行う地域の拠点づくり（コミュニティセンター等）を進めます。
6	高齢者の社会参加の促進（高齢者クラブへの助成等）	高齢者の経験・技芸・趣味を生かし、書道教室や郷土技芸等の講習など、生きがいくりの支援・充実に図ります。また、高齢者クラブ助成事業を進め、高齢者の孤立防止や日常支援など社会参加を促進します。
7	障害者の文化活動等の促進	障害者の文化活動等を促進するため、趣味活動の成果発表などの展示や催物などを行います。
8	就労・雇用の促進	シルバー人材センターへの積極的な支援・活用を図り、高齢者がそれぞれの経験や技能を生かせる就労の場の提供に努めます。また、障害者雇用を促進するため、村内事業所に対し、障害者雇用の理解促進・啓発を図ります。
9	福祉施設と地域活動との連携	福祉施設が地域活動へ積極的に参加し、児童・高齢者・障害者等に対する村民の理解を深めるとともに、施設を地域に開放するなど、地域での社会資源としての活用を促進します。

基本施策 3 地域ネットワークの構築

方向性

すべての村民が地域で安心して豊かな生活を送るためには、地域で気づき、寄り添い、課題の解決に向けてともに取り組んでいく、地域の支え合いが重要な役割を果たします。ボランティア団体やNPO、自治会、医療機関、事業所、社会福祉協議会など様々な関係機関とネットワークを構築し、地域の課題解決力の向上に努めます。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
10	地域で見守る子育て体制づくり	子どもの人権についての啓発や児童虐待、青少年の非行など地域全体で見守る子育て支援体制づくりに努めます。
11	高齢者の見守りネットワークの構築	見守りの必要な高齢者を支援し、やすらぎの里を中心に、民生委員、自治会、高齢者クラブ等に加え、近隣住民同士の声かけ運動等、住民相互の連携と協力により、地域での見守りネットワークを構築するとともに、ICT等の先端技術を活用し、見守り事業の充実を図ります。また、より適切な支援につなぐことができるよう、村外の医療機関や事業所等、各種関係機関との連携体制の構築に努めます。
12	早期療育ネットワークの構築	身体・情緒に障害のある子ども、あるいは障害が予想される子どもへの支援は早期発見・早期治療のネットワークシステムの構築が重要であるため、檜原村の地域特性を考慮しつつ、プライバシーの保護に配慮し、その体制の整備について検討します。
13	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な組織として位置付け、地域の福祉活動を推進していくため連携を図っていきます。
14	医療との連携強化	村民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣の医療機関・医師会との連携を強化します。
15	関係機関・団体等のネットワークの構築	複数の機関が連携して効果的な支援を行えるよう、関係機関・施設・団体とのネットワークを構築します。

基本目標 2 サービスが利用しやすい体制づくり

基本施策 1 情報発信・相談支援の充実

方向性

子育て・介護・障害・生活困窮に関する悩みや、これらが複合化した課題など地域課題は多様化・複雑化しています。悩みや不安を一人で抱え込むことがないよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。また、必要とする情報が適切に得られるよう、広報ひのはらやホームページなど様々な媒体や民生・児童委員活動などを活用し、情報発信の充実を図ります。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
16	相談しやすい体制づくり	子育て相談や介護に関する相談、障害者福祉に関する相談、低所得者に対する相談等、村民のニーズに応じた相談対応ができるよう、医療・保健・福祉等の連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。
17	就労に関する相談や支援	西多摩くらしの相談センターと連携し、生活困窮者や失業中の人、働いた経験のない人の相談業務を行うとともに、就労準備支援や一人ひとりの状況に応じた就労の支援に努めます。
18	民生・児童委員活動の充実	地域で支援が必要な世帯等の情報収集や相談対応、行政等の保健・福祉サービスをつなぐ窓口としてより一層の活動の充実に努めます。また、民生・児童委員に対して新しい制度などについての情報提供に努めるとともに、先進地視察や研修などの充実に努めます。
19	誰もが入手しやすい情報提供	広報ひのはらやホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、福祉に関する情報を幅広く提供します。また、各関係機関や相談機関との連携によって情報の共有化を図り、より正確で迅速な提供体制づくりに努めます。さらに、世代の違い、障害の有無、国籍の違い等にかかわらず、誰もが適切に情報を得られるよう、利用者に応じた情報提供の充実に努めます。

基本施策 2 福祉サービスの充実

方向性

住み慣れた地域で自立した生活が続けるには、様々な福祉サービスを適切に利用することが大切ですが、福祉サービスを必要としている人は多様化しており、既存のサービスだけでは解決できない課題もうかがえます。支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、事業所等と連携し、ニーズに対応した提供体制づくりやサービスの質の向上に努めます。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
20	福祉サービスの充実	「檜原村子ども・子育て支援事業計画」「檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「檜原村障害者計画・檜原村障害福祉計画・檜原村障害児福祉計画」等に基づき、サービスが必要な方に対して適切なサービスを提供できるよう、支援体制の整備を図ります。
21	共生型サービスの導入の検討	「児童福祉」「高齢者福祉」「障害者福祉」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応するため、共生型サービスの導入の検討を行います。
22	サービスの質の確保	利用者支援体制の中で、福祉サービスの利用に関する苦情に対応する体制を整備するとともにサービス提供事業者へ第三者評価の受審を促進し、適切なサービスの提供と質の確保に努めます。また、様々なレベルの苦情に適切に対応できるよう、東京都や東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会など、苦情解決に関する関連機関との連携を促進します。
23	子育て世帯への経済的支援の充実	保育・教育に関わる助成や医療費助成など、子育てへの経済的支援の充実を図ります。

基本施策 3 福祉を支える人づくり

方向性

様々な福祉ニーズに対応していくためには、それを担う専門的な福祉人材を安定的に確保することが求められます。研修会等を通じた育成支援とともに、人材不足の対応について検討を進めます。また、事業所が限られている本村において、ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手といえます。社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の普及やボランティア人材育成の啓発活動を推進します。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
24	福祉人材の育成と確保	村内の福祉事業の人材不足解消を図るため、効果的な施策の検討を行います。また、福祉人材の質の向上を目指して、研修会等を開催します。地域での福祉活動に参加する人材を発掘、育成するとともに、関係機関との連携のもとに、専門職としての資格や経験を有し、退職をした人を活用するなど、福祉人材の確保に努めます。
25	ボランティア活動等の促進	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の普及やボランティア人材育成の啓発活動を推進していきます。また、様々な住民活動や団体への支援を図るとともに、NPO 団体や檜原ボランティアセンターの活動を支援します。

基本目標 3 安心して生活できる村づくり

基本施策 1 防災対策の推進

方向性

近年、台風や地震等による自然災害が多く発生しています。災害直後の支援をすべて行政で対応することは難しく、そのような状況で大きな役割を果たすのが地域の支え合いです。すべての村民が安心して生活できるよう、地域防災計画に基づき、災害時の対応について計画的に推進するとともに、地域で安否確認・避難誘導・救助活動を行える体制づくりに努めます。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
26	総合的な防災体制の充実	地域防災計画に基づき、福祉に関する防災対策を総合的かつ計画的に推進します。また、福祉・医療・健康の総合拠点であり、村の二次避難所（福祉避難所）である「やすらぎの里」の受け入れ態勢の強化を図ります。
27	避難行動要支援者の支援体制の整備	災害時における緊急連絡体制を整備するため、役場の防災担当と連携し、プライバシーの保護に配慮しつつ、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者の把握に努め、地区ごとに災害発生時に安否確認・避難誘導・救助活動を行う体制を整備します。

基本施策 2 権利擁護・生活困窮者への支援の充実

方向性

高齢化が更に進むことで、認知症や疾病等によって判断能力が低下した人の増加が見込まれることから、権利擁護支援の取組の強化が求められます。地域でいつまでも安心した生活を送ることができるよう、「成年後見センターひのはら」を中心とした成年後見制度の利用促進に努めます。また、虐待防止ネットワークを整備し、虐待の予防や早期発見に努めます。さらに、生活困窮者に対して、就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
28	自立支援と権利擁護の充実	ひとり暮らし、寝たきりや認知症等の高齢者や知的障害のある人と、その家族のため、地域包括支援センターによる福祉サービスや権利擁護のための相談体制の整備を進めます。また、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。
29	成年後見制度の利用促進	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合でも、地域で生活を継続できるよう、「成年後見センターひのはら」において成年後見の取組を推進します。また、成年後見制度の利用を促進するために、申立に係る費用の助成や、成年後見人に対する報酬費用の助成等、各種事業の検討を行います。
30	虐待防止体制及び啓発活動の充実	児童、高齢者及び障害者等の虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、虐待防止ネットワークを整備し、虐待の予防や早期発見に努めます。
31	生活困窮者への自立支援	生活困窮者の早期把握など、都が実施する生活困窮者自立支援事業を活用し、就労の場の開拓や創出等地域づくりに関する取組に努めます。また、西多摩くらしの相談センターやNPO団体との関係強化や情報の共有により、低所得者やひきこもりがちな人の自立に向け、実情にあった相談、指導体制の充実を図ります。

基本施策 3 暮らしやすい生活環境の整備

方向性

誰もが暮らしやすい村づくりに向けて、誰にとっても利用しやすい生活環境の整備を図ることが必要です。道路や公共施設等を整備する際は、すべての村民が安全に利用できるよう、バリアフリーの考え方に基づいて、福祉のまちづくりを推進します。また、交通不便地域の移動手段の確保など買物支援の充実に努めます。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
32	バリアフリーのまちづくりの推進	「東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備等、福祉のまちづくりを計画的に推進します。
33	憩いの場の確保	誰もが安心して気軽に憩える公園や広場について、検討します。
34	移動手段の確保	デマンドバスや乗り合いによる外出支援の実施、福祉モノレールの改修・維持管理に努めるなど、交通不便地域の移動手段の確保に努めます。また、地理的な特性により、買物等に不自由を感じる児童、高齢者及び障害者も多いことから日常生活に不便が生じないよう買物支援の充実に図ります。

基本施策 4 健康づくりの推進

方向性

住み慣れた地域で生活を続けていくためには、一人ひとりが健康な状態を保つことが重要です。村民の健康意識の高揚を図るとともに、一人ひとりのライフステージや健康状態に合った相談支援や各種検診・健診など健康増進事業を実施し、自主的な健康づくりを支援します。

事業一覧

NO	事業名	事業内容
35	自主的な健康づくりへの支援	村民の健康に対する意識の高揚を図るとともに、健康推進員を中心とした住民主体の健康づくり活動への支援に努めます。
36	各種検診・健診の推進	各種検診・健診を行うとともに、受診率の向上を目指します。また、生涯を通じた健康づくりや健康管理体制づくりに取り組みます。
37	感染症対策の推進	感染症の流行を抑制し、また、罹患した場合の重症化を予防するため、感染症対策を積極的に進めます。
38	生活習慣病の予防、認知症の進行防止	介護予防にもつながる生活習慣病の予防、認知症の進行防止等のために、医療・保健・福祉が連携し、必要な指導と助言を行います。また、家族介護者の心身の健康に関する個別相談も実施します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

地域福祉は、福祉のみならず、医療、保健、教育など広範囲にわたっており、地域福祉計画の理念を具現化し、施策を展開するためには、分野横断的な取組が求められます。そのため、福祉けんこう課を中心として、全庁的な計画の推進を図ります。

2 協働による計画の推進

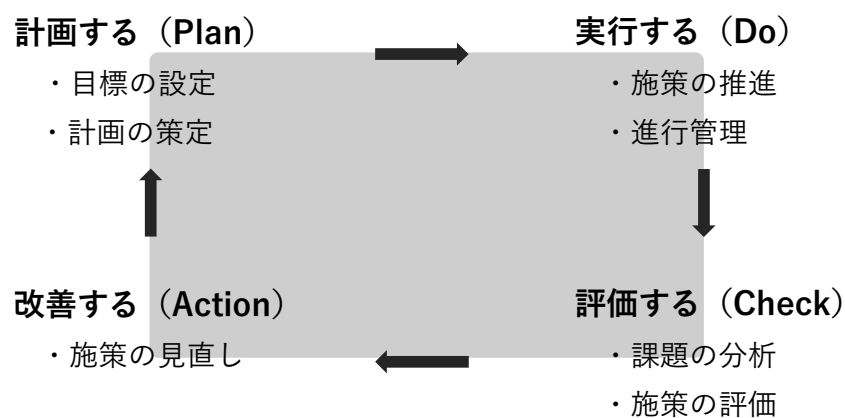
住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現するためには、村民との協働が不可欠です。地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア団体・NPO、関係機関、福祉サービス事業所も地域福祉の重要な担い手となります。計画の推進にあたっては、様々な主体と連携し、協働の取組を進めます。

3 進行管理

本計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、進捗状況をチェックします。

また、社会情勢や国・都の制度改正等の動向を踏まえるほか、「檜原村子ども・子育て支援事業計画」「檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「檜原村障害者計画・檜原村障害福祉計画・檜原村障害児福祉計画」等の個別計画にて評価を行い、必要に応じて計画の見直しを図ります。

■PDCA サイクルの概念図



第 2 部

第 2 期檜原村自殺総合対策計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国では、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられるなど、地域の実情に合わせた実践的な自殺対策が進められてきました。その結果、自殺者数は平成22年から令和元年まで減少傾向にあり、自殺対策の一定の成果があったと考えられます。

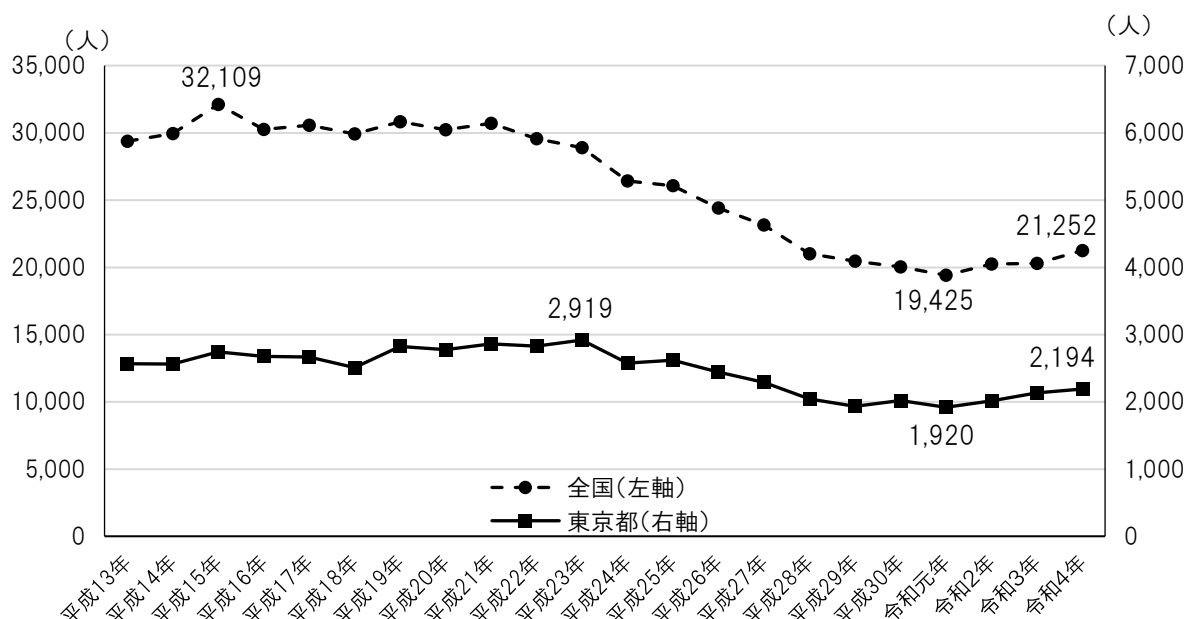
しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者数が11年ぶりに増加しました。令和4年時点の自殺者数は21,252人で、女性は3年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、対応すべき新たな課題が顕在化しています。

このような中、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、これまでの取組に子ども・若者、女性に対する自殺対策の更なる推進・強化などが追加されました。

檜原村では、令和2年3月に「第1期檜原村自殺総合対策計画」を策定し、「分かち合い・支えあい・いのちつなぐ村」を基本理念に掲げ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた自殺対策に取り組んできました。

この度、第1期計画の計画期間が令和6年度末で終了となるため、国・東京都の動向や本村の状況を踏まえ、自殺対策を総合的かつ計画的に図ることを目的として、「第2期檜原村自殺総合対策計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■自殺者数の年次推移（全国・東京都）



資料：人口動態統計

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠と役割

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置付けます。

■自殺対策計画策定の根拠

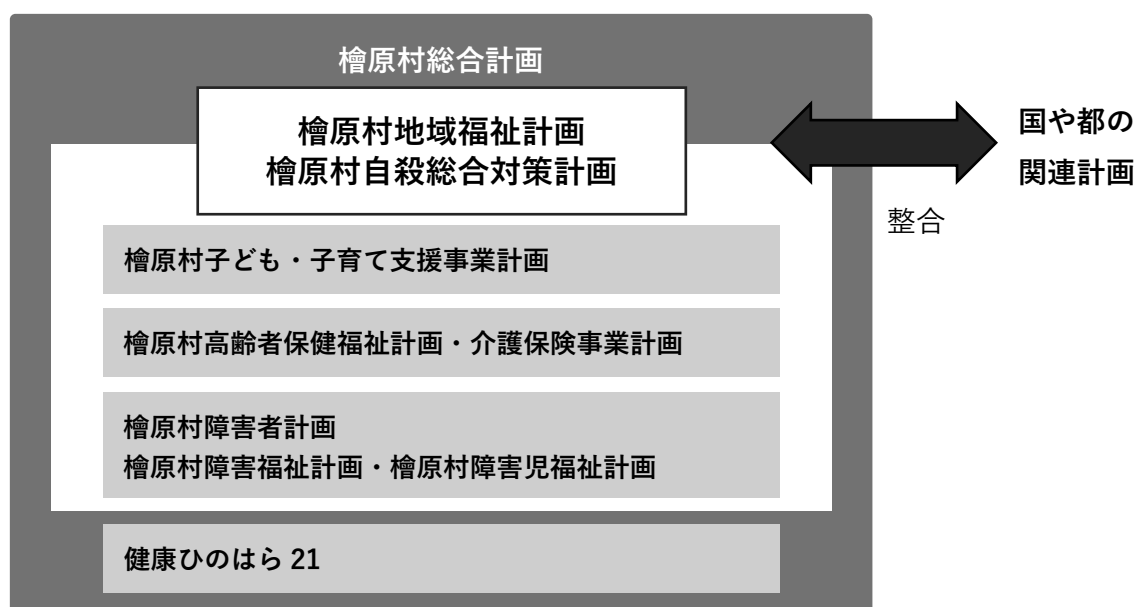
(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他の計画等との関連

- 本計画は、自殺対策を進めるための方向性や目的を定めるもので、東京都の「東京都自殺総合対策計画」との整合を図ります。
- 本計画は、「檜原村総合計画」及び「健康ひのはら 21」など関連する計画と整合を図ります。また、保健・医療・福祉・生活・教育・労働等様々な分野と連携した計画となるため、「檜原村地域福祉計画」と一体的に進める計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

課題や取組の成果等を踏まえ、関連計画と整合を図りながら、必要に応じて見直しを図ります。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
檜原村 地域福祉計画	見直し	第 5 期計画					次期計画 →	
檜原村 自殺総合対策計画	見直し	第 2 期計画					次期計画 →	
檜原村 地域福祉活動計画		見直し	第 5 次計画					次期計画 →

4 計画の策定体制

(1) 檜原村地域福祉計画策定委員会による検討

総合的な地域福祉の推進を目的に設置された「檜原村地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。策定委員会は、福祉関係及び医療機関、公的団体代表者、地域で活動している村民の代表及び関係行政機関の代表者などで構成されています。

(2) パブリックコメントの実施

より多くの村民の意見を反映させるため、令和 7 年 1 月 6 日から 1 月 24 日までパブリックコメントを実施しました。

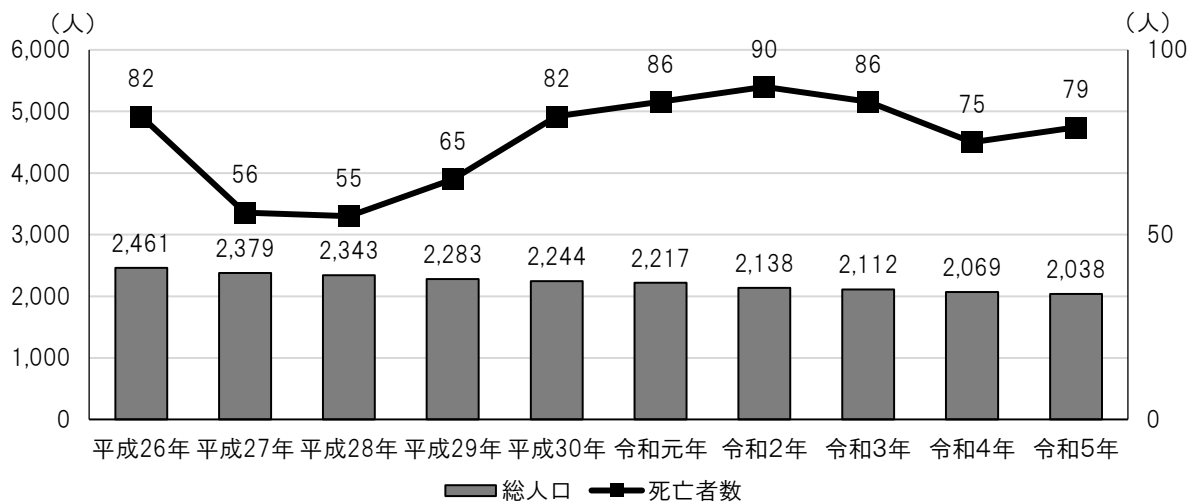
第2章 檜原村の自殺をめぐる状況

1 統計からみる檜原村の状況

(1) 総人口と死亡者数の推移

本村の総人口は10年間で2,461人から423人減少し、令和5年で2,038人となっています。死亡者数は、令和2年の90人をピークに減少に転じましたが、令和5年に増加しました。

■総人口と死亡者数の推移



資料：東京都人口動態統計（総人口は1月1日時点、死亡者数は1～12月）

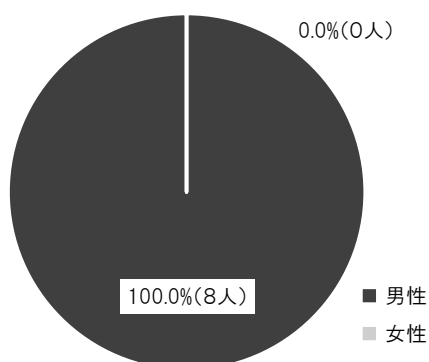
(2) 自殺による死亡者数の状況

本村は自殺者数が少なく、1年ごとの比較では傾向がわかりにくいため、平成26年から令和5年までの10年間でみると8人の自殺者があり、年間では0～2人となっています。

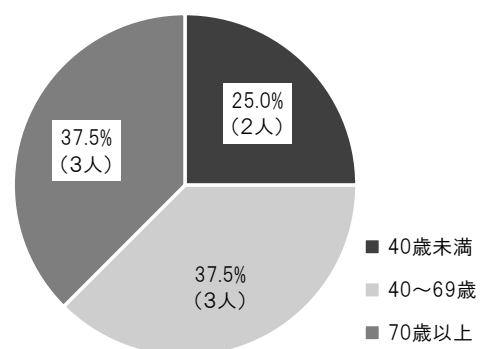
10年間の自殺者数を性別にみると、全員男性となっています。

また、年代別にみると、40歳未満が2人、40～69歳と70歳以上が各3人となっており、高齢者の自殺が多い状況がうかがえます。

■死亡者数（性別）



■死亡者数（年代別）



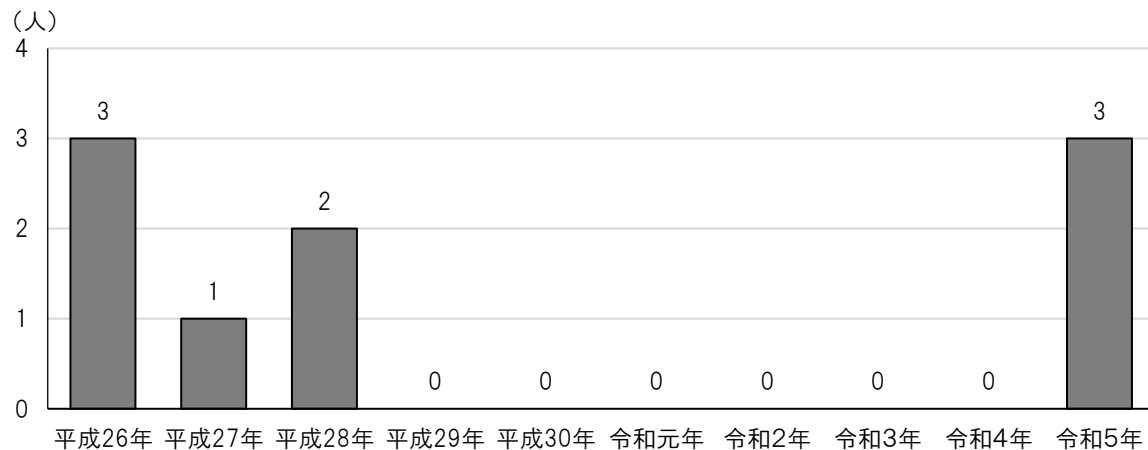
資料：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

(3) 発見地が檜原村の自殺者数の状況

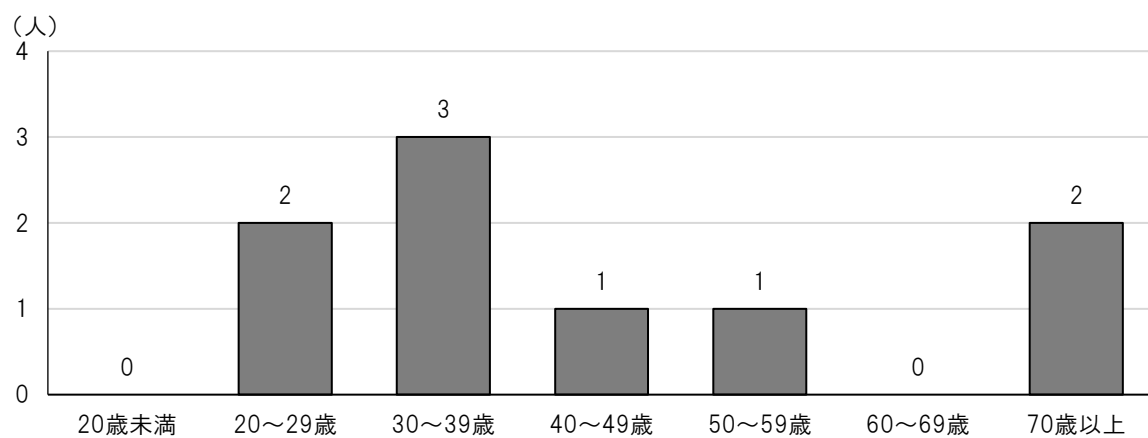
発見地が檜原村の自殺者数は10年間で9人となっています。平成29年から令和4年までは0人で推移していましたが、令和5年は3人となっています。

年代別にみると、20～29歳が2人、30～39歳が3人と若い世代が多い状況がうかがえます。

■発見地が檜原村の自殺者数の推移



■発見地が檜原村の自殺者数（年代別）



資料：地域における自殺の基礎資料（発見日・発見地）

2 檜原村健康推進員へのヒアリングの概要

令和6年11月12日に開催された檜原村健康推進員会議（参加人数11名）で、自殺者数や村の精神保健の一般相談件数、手帳所持者数の共有及び保健師から事例の紹介の後、グループごとに日ごろの活動や自殺対策について話し合っていただき、ご意見をいただきました。

【檜原村健康推進員の意見（要約）】

- ・ 外からの来村者にはあいさつ等の声かけをしたい。不審者を見かけた場合は駐在所に連絡をする。
- ・ がん検診の受診啓発で戸別訪問をした際、今までは植木や草木の手入れが行き届いていたのに、草が生い茂っている等、家の周りの様子が普段と違うときに、変化に気づける。
- ・ 健康教室で集まった際に情報交換をし、最近見かけない、様子が違うという話題になる。何かあったのかと気づき、役場へつなぐことができる。
- ・ 健康推進員であることで深い信頼関係を築けているわけではないため、できることは限られているが、民生・児童委員へつなぐことはできる。健康推進員ができることを考えていきたい。
- ・ 民生・児童委員や自治会長とも連携すると、地域で見守ることができるのでは。



3 アンケート調査結果の概要

健康に関する意識やニーズなどを把握し今後の検討資料とするため、令和4年にアンケート調査を実施しました。この調査では、ストレスや睡眠など心の健康に係る項目を調査しており、次のような結果がでています。

◆調査

分野	種類	対象	方法	期間
健康	健康度調査	20歳以上の村民	郵送による 配付・回収	令和4年7月～8月 (9月到着分まで反映)

◆回収状況

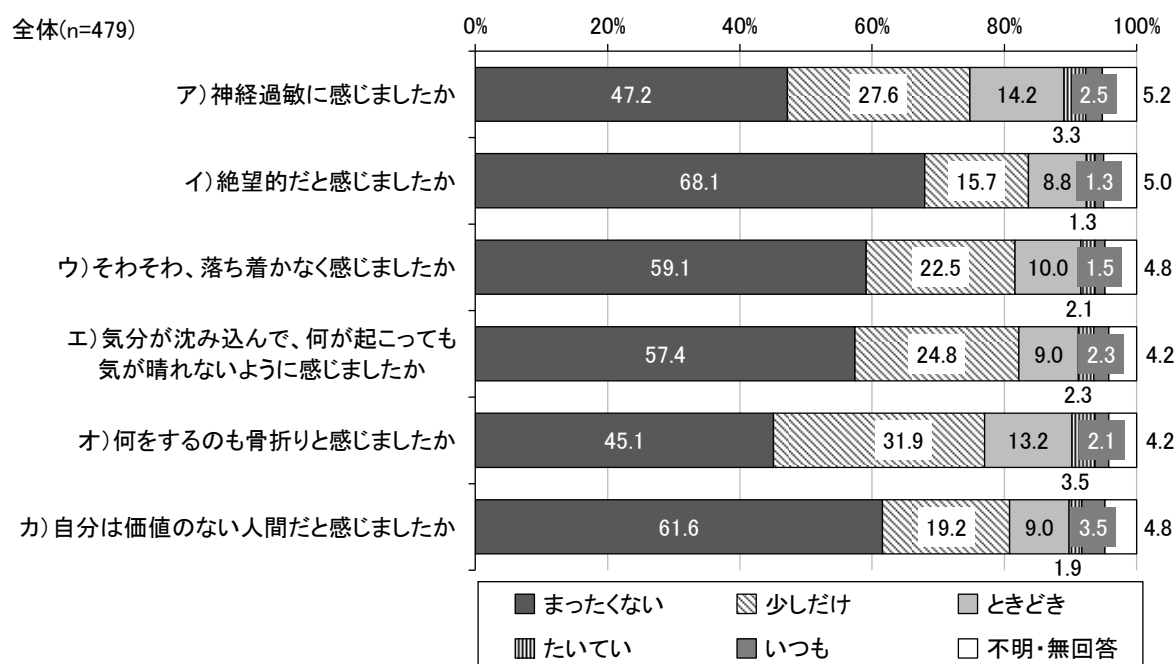
分野	種類	配付数	有効回収数	有効回収率
健康	健康度調査	1,000件	479件	47.9%

◆グラフ等の見方 P19に掲載しています。

①過去1か月で、下記のようなことがどの程度の頻度で見られましたか。（単数回答）

過去1か月で下記のようなことがどの程度の頻度で見られたかについてみると、「まったくない」が【イ）絶望的だと感じましたか】と【カ）自分は価値のない人間だと感じましたか】で6割を超えています。

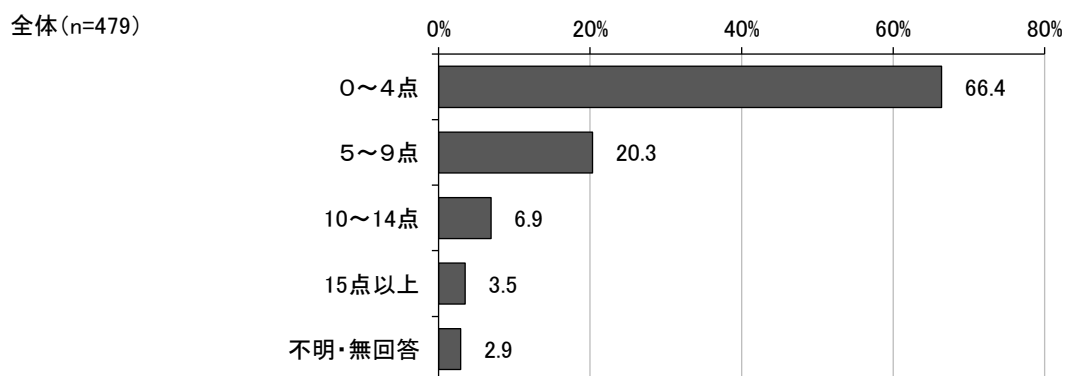
一方で、「たいてい」と「いつも」を合わせた『感じる』については、【ア）神経過敏に感じましたか】、【オ）何をするのも骨折りと感じましたか】、【カ）自分は価値のない人間だと感じましたか】で5%を超えています。



②心の状態に関する6項目の質問（K6）

前ページの心の状態に関する6項目の質問（K6）について、「まったくない」を0点、「いつも」を4点とした場合の合計点（0～24点）を算出しました。その結果については、「0～4点」が66.4%と最も高く、次いで「5～9点」が20.3%となっています。気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者について、国では10点以上としており、今回の調査で10点以上は10.4%となっています。

年代別にみると、40歳代で10点以上が2割台半ばとなっています。



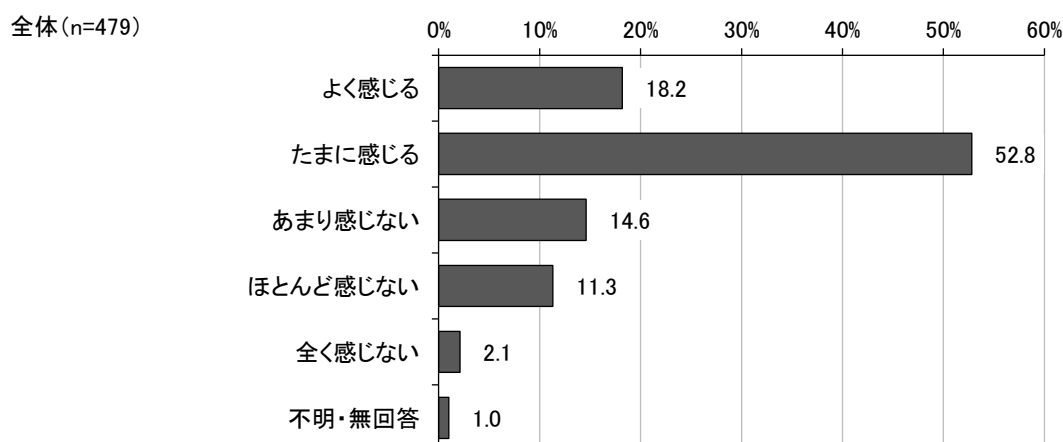
■クロス集計：年代別

単位: %		0 ～ 4 点	5 ～ 9 点	10 ～ 14 点	15 点 以上	不明・ 無回答	10 点 以上
全体(n=479)		66.4	20.3	6.9	3.5	2.9	10.4
年代別	20歳代(n=16)	62.5	25.0	6.3	6.3	0.0	12.6
	30歳代(n=12)	58.3	33.3	0.0	8.3	0.0	8.3
	40歳代(n=42)	52.4	21.4	21.4	4.8	0.0	26.2
	50歳代(n=95)	63.2	21.1	7.4	7.4	1.1	14.8
	60歳代(n=121)	71.9	16.5	7.4	2.5	1.7	9.9
	70歳以上(n=181)	68.0	21.0	3.9	1.1	6.1	5.0

③あなたは、毎日の生活の中でイライラやストレスを感じることがありますか。（単数回答）

毎日の生活の中でイライラやストレスを感じるかどうかについてみると、「たまに感じる」が52.8%と最も高く、「よく感じる」の18.2%と合わせると、71.0%が『感じる』と回答しています。

年代別にみると、20～50歳代では『感じる』が8割を超えています。



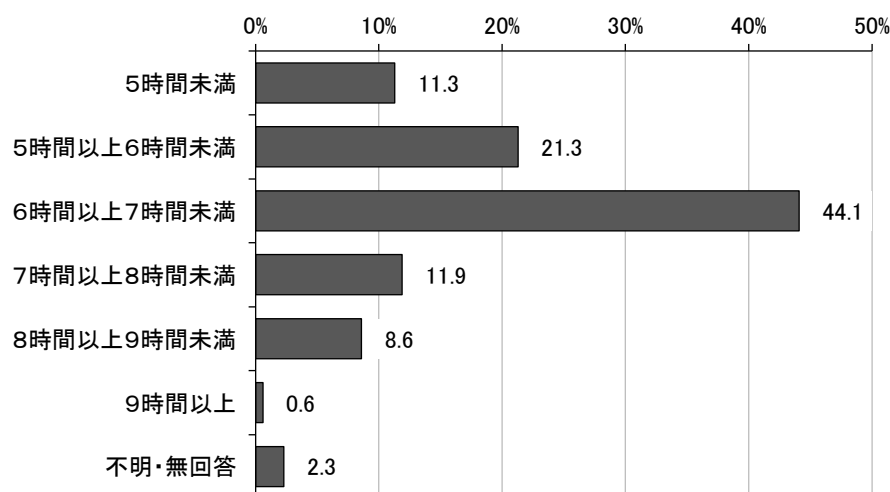
■クロス集計：年代別

単位：%		よく感じる	たまに感じる	あまり感じない	ほとんど感じない	全く感じない	不明・無回答
全体 (n=479)		18.2	52.8	14.6	11.3	2.1	1.0
年代別	20歳代 (n=16)	25.0	56.3	12.5	6.3	0.0	0.0
	30歳代 (n=12)	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0
	40歳代 (n=42)	35.7	45.2	11.9	4.8	2.4	0.0
	50歳代 (n=95)	29.5	53.7	10.5	6.3	0.0	0.0
	60歳代 (n=121)	14.0	58.7	14.9	9.9	1.7	0.8
	70歳以上 (n=181)	9.4	50.3	18.2	16.0	3.9	2.2

④ここ1か月間、あなたの1日の平均睡眠時間はどのくらいでしたか。（単数回答）

ここ1か月間の1日の平均睡眠時間についてみると、「6時間以上7時間未満」が44.1%と最も高く、次いで「5時間以上6時間未満」が21.3%、「7時間以上8時間未満」が11.9%となっています。

全体(n=479)

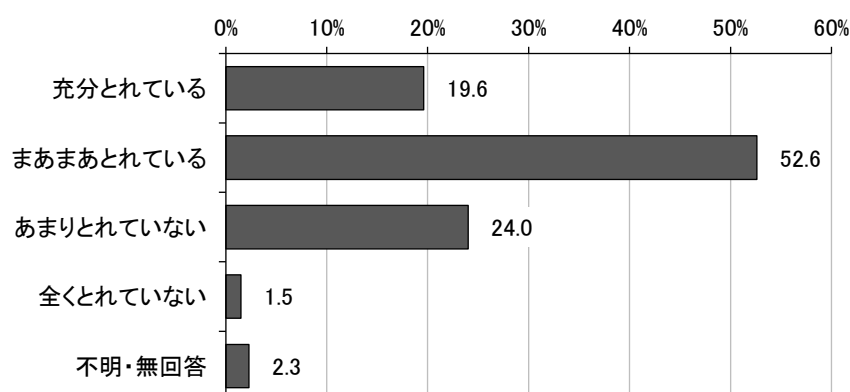


⑤あなたは、ここ1か月間、睡眠で休養が充分とれていますか。（単数回答）

ここ1か月間、睡眠で休養が充分とれているかについてみると、「まあまあとれている」が52.6%と最も高く、「充分とれている」の19.6%と合わせると、72.2%が『とれている』となっています。

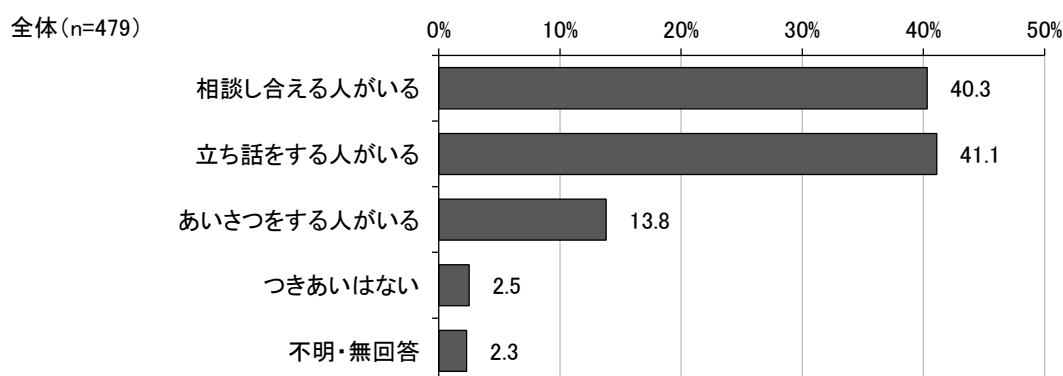
一方、「あまりとれていない」の24.0%と「全くとれていない」の1.5%を合わせると、25.5%が『とれていない』と回答しています。

全体(n=479)



⑥あなたは地域の人と、どの程度のかかわりを持っていますか。（単数回答）

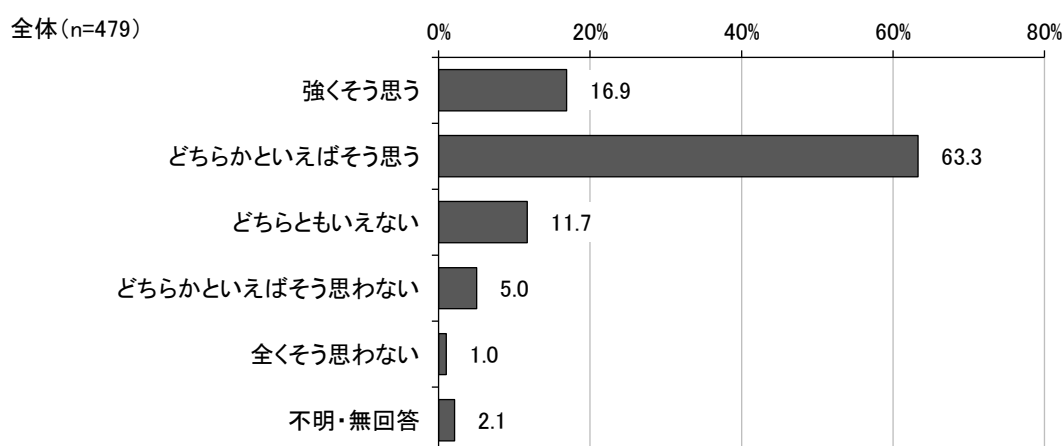
地域の人と、どの程度のかかわりを持っているかについてみると、「立ち話をする人がある」が41.1%と最も高く、「相談し合える人がある」の40.3%と合わせると、81.4%が『つきあいがある』と回答しています。一方、「あいさつをする人がある」の13.8%と「つきあいはない」の2.5%を合わせると、16.3%が『つきあいはない』と回答しています。



⑦あなたのお住まいの地域の人々は、お互いに助け合っていますか。（単数回答）

お住まいの地域の人々は、お互いに助け合っているかについてみると、「どちらかといえばそう思う」が63.3%と最も高く、「強くそう思う」の16.9%と合わせると、80.2%が『そう思う』と回答しています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」の5.0%と「全くそう思わない」の1.0%を合わせると、6.0%が『そう思わない』と回答しています。また、「どちらともいえない」が11.7%となっています。



4 檜原村の現状

(1) 地域におけるネットワークの強化

【第1期の現状】

- 現在、民生・児童委員、健康推進員、自治会等との定期的な会議開催や、診療所、警察、消防等との情報共有など福祉ネットワークの強化に努めています。
- 西多摩保健所の8市町村・保健所連絡会において、他市町の現状や情報の把握を行っています。

【第2期策定にあたってのポイント】

- ◇誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、「自立支援協議会」や「青少年問題協議会」「要保護児童対策地域協議会」など様々な協議体・会議体を活かし、自殺対策に関する情報提供・情報共有を進めるとともに、早期発見・課題解決につなげる必要があります。

第2期で対応する取組

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(2) 地域における気づきの促進

【第1期の現状】

- 健康アンケートによると、地域の人とのかかわりの程度について、「立ち話をする人がいる」が41.1%、「相談し合える人がいる」が40.3%となっており、約8割が『つきあいがある』と回答しています。
- 地域の人々はお互いに助け合っているかについて、「強くそう思う」が16.9%、「どちらかといえばそう思う」が63.3%と、約8割が『そう思う』と回答しており、地域住民同士のつながりの強さや助け合える関係性がうかがえます。
- 現在、本村では健康推進員を対象にゲートキーパー養成講座を開催しています。ゲートキーパーとは、自殺の危険信号に気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）ができる人を指し、自殺対策において早期対応の要として期待されています。

【第2期策定にあたってのポイント】

- ◇ゲートキーパー養成講座の実施等により、悩んでいる人に寄り添い身近な人を支え合える、自殺対策の担い手の育成を推進することが必要です。

第2期で対応する取組

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(3) 心の健康への理解

【第1期の現状】

- 本村では、精神巡回相談事業を通じたメンタルヘルス対策や、心の健康についての情報提供などを行っています。
- 健康アンケートをみると、40～50歳代の約3人に1人がストレスを「よく感じる」と答えており、ストレスが高い状況にあることがうかがえます。
- 心の状態に関する6項目の質問（K6 合計点は0～24点）について、国では10点以上を気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者としていますが、本村の10点以上は約1割、40歳代では2割台半ばとなっています。

【第2期策定にあたってのポイント】

- ◇村民が自らの不調に気づき、心の健康を保持・増進できるよう、ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応など正しい知識の普及啓発が必要です。
- ◇様々な問題が複雑化する前に、早い段階で問題解決ができるよう、学校・職場・地域等での相談しやすい体制づくりや、相談窓口の周知が必要です。

第2期で対応する取組

基本施策3 村民への啓発と周知

基本施策4 生きることの促進要因への支援

(4) 児童・生徒への心の支援

【第1期の現状】

- 児童・生徒が悩んだり困ったりした際に、助けを求める行動が適切にとれるよう、本村では小学6年生及び中学生を対象としたSOSの出し方教育や、全小中学生を対象とした命の大切さ及び人権についての道徳教育を行っています。
- 各校にスクールカウンセラーを設置し、小学5年生及び中学1年生と全員面接を行うなど、問題の未然防止や早期対応に努めています。

【第2期策定にあたってのポイント】

- ◇児童・生徒の自殺対策を更に進めるため、児童・生徒が相談しやすい環境づくりや、学校・家庭・地域で児童・生徒のSOSのサインに気づき、受け止め、適切な支援につなぐことができる人材育成などが必要です。

第2期で対応する取組

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(5) 高齢者の自殺を防ぐ地域づくり

【第1期の現状】

- 高齢者は、配偶者との離別や死別、退職、健康問題などにより孤独・孤立、経済的困窮に陥りやすく、その結果、閉じこもりやうつ状態を引き起こし、自殺リスクが高まる恐れがあります。
- 本村は高齢化率が高く、村民の約2人に1人は高齢者であり、高齢夫婦世帯数や高齢独居世帯数も年々増加しています。
- 本村の自殺者は70歳以上が3割以上という状況です。
- 本村では、高齢者のサロン活動や健康増進事業を進めたり、見守り事業を行ったりするなど、孤独・孤立対策に努めています。

【第2期策定にあたってのポイント】

- ◇高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域づくりや、高齢者の精神面・身体面の不調に早期に気づき、支援できる体制づくりを進めることが必要です。

第2期で対応する取組

重点施策1 高齢者へのサポート体制の充実

(6) 来村者への自殺対策

【第1期の現状】

- 本村は山林に囲まれ、豊かな自然に恵まれた環境ですが、自殺を企図する来村者にとっては、人目につきにくい場所や、危険な箇所がいたるところにあります。
- 平成23年から令和5年の10年間の自殺者数を発見地ベースで見ると、20～30歳代の若い世代を中心に来村して事に及ぶ傾向がうかがえます。
- 現在、本村では、村内林道の出入口に自殺対策用看板を設置するなど、自殺を誘発しやすい場所での注意喚起を行っています。

【第2期策定にあたってのポイント】

- ◇自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、本村で自殺するに至る以前の対応が重要ではありますが、誰に対してもあいさつや声かけを行う本村の交流活動を活かし、自殺を思いとどまらせる雰囲気・環境づくりを進めていくことが必要です。

第2期で対応する取組

重点施策2 自殺を防ぐ環境づくり（ハイリスク地）

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題や生活困窮、介護、子育て、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られており、保健・医療・福祉・生活・教育・労働等様々な分野の関係者と有機的な連携による総合的な対策が必要です。

本村では、これまで自殺を防ぐ地域づくりとして、心の健康に関する情報発信や相談しやすい体制づくり、地域のネットワークの強化などを進めてきました。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、第 1 期計画の基本理念【分かち合い・支えあい・いのちつなぐ村】を継承して、生きることへの包括的な支援を更に進めていきます。

基本理念

分かち合い・支えあい・いのちつなぐ村

2 数値目標

国や東京都は令和 8 年度までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目標としています。

本村の自殺者数は年間 0 人から 2 人と非常に少ないため、第 1 期計画に引き続き、【自殺者数 0】を目標とします。

数値目標 自殺者数 0

（基準データ：人口動態統計）

3 基本的視点

本村においては、基本理念の下、5つの基本施策と、2つの重点施策により村の地域性を活かした自殺対策を進めます。

基本施策

- 基本施策 1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策 3 村民への啓発と周知
- 基本施策 4 生きることの促進要因への支援
- 基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

重点施策

- 重点施策 1 高齢者へのサポート体制の充実
- 重点施策 2 自殺を防ぐ環境づくり（ハイリスク地）

4 施策体系



第4章 施策の推進

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

方向性

自殺の多くが、その背景に、家庭や職場、学校、健康問題などの様々な要因が複雑に関係しています。それらに適切に対応するためには、保健・医療・福祉・生活・教育・労働等様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。より早い段階で問題解決ができるよう、関係機関との密な情報共有など地域におけるネットワークの強化に努めます。また、本村だけでは対応困難な問題もあるため、村外も含めた連携体制の強化を図ります。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
1	問題・対象別 連携	要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を通して要支援家庭等を支援します。	こども家庭センター
		青少年委員との定例会において、青少年の健全育成について協議します。また、青少年問題協議会を開催し、青少年の現状と課題について協議します。	教育委員会
		地域ケア会議において、要支援高齢者の支援について情報共有を行います。	地域包括支援センター
2	村内連携	自立支援協議会を通して地域の福祉のネットワークの強化に努めます。	福祉けんこう課
		民生・児童委員、健康推進員、自治会等団体を通して健康づくりや見守り・助けあいのネットワークを強化します。	企画財政課 社会福祉協議会
		診療所・警察・消防と連携し、村外から訪れる人の自殺の抑制に努めます。	総務課 福祉けんこう課
		高齢者クラブやシルバー人材センターの運営支援を通じて、高齢者の社会参加の機会と孤立防止について連携強化を図ります。	福祉けんこう課 社会福祉協議会

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
3	村外機関との連携	西多摩福祉事務所と情報共有を行い、連携を図ります。	福祉けんこう課
		西多摩くらしの相談センターと定期的な連絡会を通じて連携を図ります。	福祉けんこう課
		西多摩保健所の8市町村・保健所連絡会において、他市町の現状や情報の把握に努めます。	福祉けんこう課
4	庁内連携	定期的な管理職による会議を開催し、情報の共有、課題について協議します。	福祉けんこう課 総務課／企画財政課 村民課／産業環境課 会計課／議会事務局 教育委員会 都民の森管理事務所

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

方向性

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要です。自殺の危険サインに気づき、適切に対応できるよう、ゲートキーパー養成講座など自殺対策の担い手の育成を推進します。また、村職員や学校関係者は村民の様々な相談にあたる機会が多いため、村民の SOS に気づき、関係機関と連携・支援できるよう、研修などで対応力向上を図ります。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
5	担い手の育成	村民、民生・児童委員、健康推進員等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	福祉けんこう課
		介護事業者連絡会等活用し、村内での取組内容の周知及び役割の意識付け等についての情報を共有します。	地域包括支援センター
		自治会へ見守り・助け合いの働きかけを行います。	企画財政課
6	職員の人材育成	職員へ心の健康・ゲートキーパーの役割など研修を行います。	総務課 福祉けんこう課
		教員が児童生徒の心の健康への理解を図り、ゲートキーパーの役割を担うことができるよう、働きかけを行います。	こども家庭センター 教育委員会

基本施策 3 村民への啓発と周知

方向性

自殺は追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるという状況は、誰にでも起こり得る身近な問題です。生きづらさを感じた際は、誰かに助けを求めることが重要であることが社会全体の共通認識となるよう、正しい知識の普及啓発や相談先の周知に努めます。また、自殺予防につながるよう、ストレスへの適切な対応に関する情報提供など、心の健康づくりを進めます。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
7	普及啓発と周知活動	自殺対策強化週間・月間における普及啓発に努めます。	福祉けんこう課 小中学校
		高齢者の集いの場など、村民が集まる機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。	福祉けんこう課 地域包括支援センター
		リーフレットの設置、ポスターの掲示、ホームページによる周知の強化を図ります。	福祉けんこう課 村民課 教育委員会 企画財政課
8	心の健康づくり	妊娠期・産後・子育て期への関わりを強化します。	福祉けんこう課 こども家庭センター
		睡眠の重要性や早寝早起きなど生活習慣の教育を行います。	保育園・小中学校
		精神巡回相談を活用した取組を行います。	福祉けんこう課
		メンタルヘルスやライフワークバランスの啓発に努めます。	総務課 福祉けんこう課
9	相談先の周知徹底	無料法律相談、人権行政相談、健康相談、子育て相談、不登校・ひきこもり等相談、高齢者の介護等相談等村内の相談窓口の周知を行います。	村民課 福祉けんこう課 こども家庭センター 地域包括支援センター
		生活保護、ひとり親支援等相談、生活困窮、就労相談、精神保健相談等村外の相談窓口の周知を行います。	西多摩福祉事務所 西多摩保健所 職業安定所 西多摩くらしの相談センター

基本施策4 生きることの促進要因への支援

方向性

自殺対策では、事前の対応や危機発生時の対応のみならず、自殺が生じた後の事後対応も重要とされます。自殺未遂・企図者、自殺者の遺族と接する機会が多い警察、消防、医療機関等と連携し、発生当初から継続的に支援できる仕組みづくりや、安心して胸の内を語れる場・機会の提供などを検討します。また、身近すぎて相談しにくいということも考えられるため、村外の相談先についても周知を図ります。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
10	自殺未遂・企図者、自殺者の遺族等への相談支援	警察、消防、医療機関等で関わった自殺未遂・企図者、自殺者の遺族のうち、各機関において引き続き支援が必要と判断され、かつ相談窓口への連絡を本人または家族が同意した方を、村の相談窓口や支援機関へつなぐ体制を検討します。相談を通じて、生きる意欲を持てるよう、寄り添う支援を行います。また、東京都の自死遺族総合支援窓口を案内するなど、広域で相談体制が構築できる仕組みを検討します。	福祉けんこう課

基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

方向性

現在、国では子どもの自殺者数が増加傾向にあるため、子どもの自殺対策の強化が求められています。子どもの命を守るため、引き続き、命の大切さや困難・ストレスに直面した際の対処法、SOS の出し方など、心の健康教育を推進します。また、保護者が安心して子育てできる環境や、子育てを支える地域づくりなどを包括的に推進し、生きることの促進要因である信頼できる人間関係や自己肯定感の高まりにつなげるなど、子どもの自殺対策の強化を図ります。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
11	子どもへの支援	保護者が安心して子育てできるよう、切れ目ない支援のスタートとして、妊娠届出時に全数面接を行います。	福祉けんこう課 こども家庭センター
		小学校へ円滑につなぐため、保育園と連携して5歳児健診を実施し、個人情報取り扱いの同意を得た上で、必要時に情報提供を行います。	福祉けんこう課 こども家庭センター
		児童虐待について啓発し、地域で見守る体制づくりを目指します。	福祉けんこう課 こども家庭センター
		民生・児童委員による夏休み等の見守りを強化し、青少年対策に努めます。	福祉けんこう課 こども家庭センター
12	子育て世帯への支援	子どもの育成を支えるため、子育て世帯が抱える経済的な問題を支援します。	福祉けんこう課 社会福祉協議会
13	心の健康づくり	ふれあい月間に教職員間でいじめや不登校等の問題について協議・研修を行います。	教育委員会
		特別活動において、小学6年生及び中学生を対象に、SOS の出し方教育を行います。	教育委員会
		道徳教育において、全小中学生を対象に、命の大切さや人権についての教育を行います。	教育委員会
		学校にスクールカウンセラーを設置し、児童・生徒の相談に応じます。また、教職員の研修についても実施し、児童生徒や保護者対応スキルの向上を図ります。	教育委員会
		いじめや不登校等の問題対応について、学校・スクールカウンセラー・こども家庭センターで綿密な連携を図ります。	教育委員会 こども家庭センター
14	相談支援の充実	関係機関と連携し、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくりを行います。	西多摩くらしの相談センター

2 重点施策

重点施策1 高齢者へのサポート体制の充実

方向性

本村の自殺者の多くは70歳以上の高齢者であり、配偶者との離別や死別、退職、健康問題など高齢者特有の課題を踏まえ、様々な背景に対応した支援が求められます。

住み慣れた地域で、安心していきいきと生活できるよう、引き続き、社会福祉協議会やシルバー人材センター、健康推進員等と連携し、生きがいつくりや居場所づくりなど社会参加を促進します。また、高齢独居世帯数が増加する中、地域での見守り体制の充実を図り、高齢者の孤立・孤独対策を推進します。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
15	生きがいつくり	社協ボランティア事業及びシルバー人材センター事業への支援を通じて、高齢者の孤立と生きがい対策に努めます。	福祉けんこう課
16	居場所づくり	健康推進員と連携し、ゲートボールやグラウンドゴルフ、サロン等に高齢者の参加を促します。	福祉けんこう課 教育委員会
17	療養や介護サービス	予防教室「がんばんべえ」において、介護予防運動の普及啓発を行います。	福祉けんこう課
		認知症予防教室を開催し、認知症についての正しい知識と予防について普及啓発を行います。	福祉けんこう課
		地域に出向く巡回型予防教室を開催し、介護予防運動の普及啓発を行います。	福祉けんこう課
18	見守り体制	高齢者世帯への訪問、外出の支援を行うなど、高齢者の孤立を防ぐための取組を行います。	産業環境課 福祉けんこう課 社会福祉協議会

重点施策 2 自殺を防ぐ環境づくり（ハイリスク地）

方向性

本村は、山林に囲まれており、人目につきにくい場所や、危険な箇所がいたるところにあります。生活道ではない村内林道の出入口に自殺対策用の看板を設置するなど、自殺を防ぐ環境づくりを進めます。また、地域での見守りを推進し、危険な箇所で不審者を見つけた場合は早期に情報共有できる仕組みづくりを行います。

事業一覧

NO	取組	取組内容	担当課 (関係機関)
19	自殺を誘発しやすい場所での注意喚起と規制等の対応	河川、遊歩道や山道など危険な場所での注意喚起や入山等の規制を実施します。また、村内各施設やバス停にポスターを、村内林道の出入口に看板をそれぞれ設置し、来村者に相談先の案内を行っています。設置した看板は定期的に見回りを実施します。	福祉けんこう課 産業環境課 都民の森管理事務所
20	来村者への地域の見守り	民生・児童委員や消防、警察、健康推進員など関係機関とネットワークを構築し、不審者に対する情報共有及び発見時の保護・状況確認などを行います。	総務課 福祉けんこう課 都民の森管理事務所

第 5 章 計画の推進

1 推進体制

「自殺は個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題」との認識のもと、様々な角度から自殺対策を進めることが重要であり、行政だけではなく、村民や関係機関等と緊密に連携し、全庁的な自殺対策の推進を図っていく必要があります。

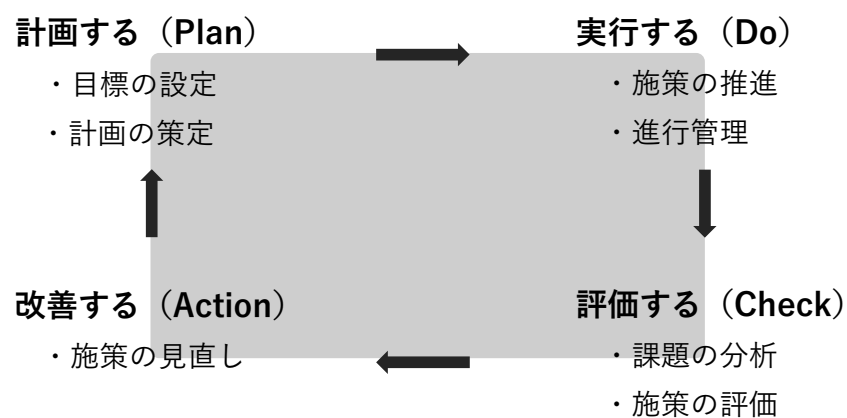
そのため、村をはじめ関係機関等と連携を図り、様々な立場の意見を集約しながら、より効果的な計画の推進を図ります。

2 進行管理

本計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、進捗状況をチェックします。

また、社会情勢や国・都の制度改正等の動向を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを図ります。

■PDCA サイクルの概念図



資料編

1 檜原村地域福祉計画策定委員会設置条例

檜原村地域福祉計画策定委員会設置条例

平成24年6月21日

条例第31号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、檜原村の福祉を総合的に推進する施策の指針として、檜原村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、広く村民の意見を反映したものとするため、檜原村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、檜原村長（以下「村長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 児童福祉に関すること。
- (5) 障害者福祉に関すること。
- (6) 高齢者に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者について、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医療機関の代表
- (3) 福祉関係の代表
- (4) 公共的団体の代表
- (5) 住民代表
- (6) 村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉けんこう課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 檜原村地域福祉計画 策定委員会委員名簿

令和6年～（敬称略）

構 成	役 職・所属団体	氏 名
医療機関	檜原診療所長	宮 澤 壮 太
福祉施設関係	特別養護老人ホーム 桧原サナホーム施設長	齋 藤 裕
	ひのきのその施設長	富 永 知 里
民生・児童委員	檜原村民生児童委員協議会長	師 岡 宏 文
社会福祉協議会	檜原村社会福祉協議会事務局長	小 林 泰 代
一 般	児童福祉関係 ひのはら保育園長	土 屋 尚 美
	高齢者クラブ関係 連合会長	酒 枝 尚 雄
	障害者福祉関係 障害者相談員	市 川 伊紀子
	公募	小 西 久 司
行政関係	東京都西多摩保健所企画調整課 地域保健推進担当課長	早 田 紀 子
	警視庁五日市警察署生活安全課長	前 島 実和子
	東京消防庁秋川消防署檜原出張所長	高 見 和 尚

3 策定経過

令和6年	8月29日	第1回檜原村地域福祉計画策定委員会 【諮問】 第5期檜原村地域福祉計画・第2期檜原村自殺総合対策計画について (1) 檜原村地域福祉計画（第4期）の取り組み状況等について (2) 檜原村地域福祉計画（第5期）の構成案について (3) 檜原村自殺総合対策計画（第1期）の取り組み状況等について (4) 檜原村自殺総合対策計画（第2期）の構成案について
	12月5日	第2回檜原村地域福祉計画策定委員会 (1) 檜原村地域福祉計画（第5期）の素案について (2) 檜原村自殺総合対策計画（第2期）の素案について
令和7年	1月 6～24日	パブリックコメント 提出件数：0件
	2月12日	【答申】 第5期檜原村地域福祉計画・第2期檜原村自殺総合対策計画について

**第 5 期檜原村地域福祉計画
第 2 期檜原村自殺総合対策計画**

発行：令和 7 年 3 月

編集：檜原村 福祉けんこう課

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717 番地

T E L 042-598-3121

F A X 042-598-1263